

実施項目No	3 公の施設に係る指定管理者制度への移行		担当部署	企画調整課	
現状と課題	従来、公の施設の管理は管理委託制度により公共団体等に限定されていたが、平成15年の地方自治法の一部改正により、民間事業者を含めた幅広い団体に委ねることができる指定管理者制度が設けられた。今後公の施設は直営で管理するか指定管理者制度を導入する。				
実施内容	市の公の施設について管理のあり方を検証し、存続するか廃止するか、直営で管理するか指定管理者制度を導入するかを決める。また、この検証は随時行うこととする。 ・指定管理者制度導入に関する指針の制定 ・条例、規則の制定				
予測効果	・経費の節減。 ・市民サービスの向上。 ・公の施設(51施設)の10%を指定管理者制度の導入目標値(5施設)とする。				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定・実施	実施	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	・指定管理者制度導入に関する指針の策定 ・条例、規則の整備 ・各施設の管理のあり方の検証	・小美玉市国保中央病院について、指定管理者制度を導入	・各施設について指定管理者制度導入等の検討結果状況調査の実施	・前年度の調査結果を基に施設について所管部署にヒアリング等を実施し、進行管理を行う	・各施設の管理のあり方について調査・検証
進捗状況	・指定管理者制度導入に関する指針の策定(H18.5月) ・公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例・規則(H18.6月) ・管理のあり方の検証(H18.10月)	・指定管理者を公募(H19.7月)し、7月に議決を得る。H20年4月より指定管理開始。	・所管課に対してH18年度に施設の管理の「あり方の検証をした結果、「検討する」という回答が多かったため、指定管理者制度導入等を検討した結果はどうなったかという調査実施した(H20.12月)	・新設するスポーツ施設と改築を進めている寿荘については指定管理者を導入の方向で調整中。	・第2次実施計画(アクションプラン)作成時において、施設の運営方法のあり方(指定管理者を含む)について、関係各課と協議した。
効果	・指定管理者導入済み施設 1施設 導入目標値の20%を達成	導入済み施設としてシビック・ガーデンと医療センターの2施設 導入目標値の40%を達成	・調査をした結果、検討が進み、施設の管理のあり方として「廃止」や「民営化」、「直営」、「指定管理者」という方向性ができた。 ・玉里ふれあい農園を廃止	指定管理者導入 0件 検討中の施設 ・指定管理者 2件	・指定管理者 2件 ・H22年度新規指定管理者導入 0件 ・H23年度指定管理者導入予定 3件
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	今年度は指定管理者制度の導入に至った施設はありませんでした。 今後は、導入を検討している施設担当課と情報交換を図り、円滑に指定管理者制度への移行を推進してまいります。 【アクションプランへ移行して実施】	
		B 概ね計画どおり	B 現状推進		
		Ⓒ やや遅れている	Ⓒ 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		B 概ね計画どおり	B 現状推進		
		Ⓒ やや遅れている	Ⓒ 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	3 羽鳥保育所の運営方法の見直し		担当部署	社会福祉課 子ども福祉課	
現状と課題	女性の社会参加が進む中、就労形態の多様化、核家族化の進行などにより、保育ニーズは一層増大、多様化の傾向にある。また、築40年経過による施設の老朽化に伴い大規模な改修が必須である。これらの問題に柔軟かつ的確に対応するため検討委員会を設置し羽鳥保育所のあり方について検討する。				
実施内容	羽鳥保育所のあり方について検討する。 ・第三者で構成する小美玉市公立保育所のあり方検討委員会を設置する。 ・要綱の制定				
予測効果	・経費の削減。 ・保育サービスの充実及び向上。				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	計画策定	実施	実施・評価・見直し
取組内容	社会福祉課内において現状での問題点等の調査・研究・分析。	指定管理者制度の導入に向けての検討。	羽鳥保育所のあり方(民営化を含む)についての検討。	(仮称)公立保育所あり方検討委員会を設置し今後のあり方について検討する。	公立保育所のあり方検討委員会において、引き続きあり方について検討し、今後の運営方法について方向性を図る。
進捗状況	課内において、年度内に2回の検討会を行った。	職員によりワーキングチームを組織し、H20年度からの検討委員会の設置に向け、一歩前進した。	課内に(仮称)羽鳥保育所あり方検討委員会を設置し保育所の整備・運営形態等について検討を行った。	・公立保育所のあり方検討委員会を、委員13名で立ち上げ10月20日、H22年1月15日と、2回実施。 保育所の現状と課題、現地視察等実施し、意見交換した。 ・要綱の制定。	公立保育所のあり方検討委員会実施 ・6月22日(第3回) 保育所整備計画及び羽鳥保育所の現状と課題について意見交換 ・10月12日(第4回) 羽鳥保育所の今後のあり方について意見交換 ・1月20日(第5回) 羽鳥保育所のあり方について意見交換
効果				・保育所の現状を視察し、各委員の保育所に対する認識が、改めて高まった。 また、来年度に繋がる意見も数多く出され、今後のあり方について検討された。	・公立保育所のあり方検討委員会で審議・検討してきた結果、民設・民営が望ましいとの結論に達した。
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	Ⓐ 計画どおり	A 改革終了	平成21年度からあり方検討委員会を5回開催し、慎重に検討を行ってきた結果、各委員のご協力のもと民設・民営化の結論に達したことは、今後の保育サービスの向上に期待が持てます。今後は、民設・民営化に向けた準備に努めてまいります。 【アクションプランへ移行して実施】	
		B 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	Ⓐ 計画どおり	A 改革終了		
		B 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	3 公の施設に係る指定管理者制度への移行(小川温泉寿荘)		担当部署	福祉事務所小川支所	
現状と課題	当施設は、昭和49年運用開始以来32年が経過しており、老朽化も進み設備及び施設関係の維持管理に苦慮している現状であります。当初より施設の管理運営を直営で行っておりますが、現在の財政事情並びに行財政改革を踏まえ、調査検討し指定管理者への移行が望ましいと考えます。				
実施内容	業務内容等を精査し、市内の類似施設との調整を図りながら、保健福祉部内にて協議しながら進めていく。				
予測効果	営業時間の延長、臨時職員の雇用、休館日等の検討の創意工夫により利用者ニーズに対応したサービスが提供できる。				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	計画策定	実施	実施・評価・見直し
取組内容	検討中	業務内容等を精査し、類似施設との課題等を調整	施設の建て替え等を含めた、指定管理者制度への移行について、寿荘運営協議会に諮る。	寿荘運営協議会において、基本計画(指定管理者を含む)内容を協議して頂き、実施設計策定作業。併せて、地元説明会を開催。	工事発注を秋頃に設定し、法的手続きの作業を進める。
進捗状況	検討中	指定管理者制度の導入に当たっては、施設の老朽化が進んでいるため、新築等を含めて調査段階である。	寿荘運営協議会の開催(H20・7) 寿荘整備事業基本計画書作成完了(H21・3) 整備用地買収完了(H21・3)	寿荘運営協議会を開催(H22.2)し実施設計内容の説明をして了解を頂く。寿荘整備事業推進に向けた実施設計書作成完了。進入路拡幅については、地権者の了解を頂く。(H22.2)	寿荘運営協議会においては、1回目(H22.8)で作業工程案を示し、工事発注後の2回目(H23.2)では平面図及び実際の作業工程を示し、新施設建設進捗への理解を得た。現施設敷地及び新規取得敷地内において、新施設建設工事実施(平成23年1月～10月予定)
効果			寿荘運営協議会において施設の建て替えと同時に指定管理者制度に移行することが方向づけられた。	寿荘運営協議会において、施設内容及び全体の整備計画について方向づけられた。	前年に引き続き寿荘運営協議会において、施設内容及び全体の整備計画を詰め、新施設設置後の運営等において審議を諮った。
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	通常、指定管理者の指定手続きにおいては、1年を要するため、早い段階で条例制定の準備を進めるべきでありましたが、まだ新施設の名称や開館時間、利用料金も決まっていない状況であります。また、地震の影響で工事にも遅れが見込まれます。【アクションプランへ移行して実施】	
		B 概ね計画どおり	B 現状推進		
		Ⓒ やや遅れている	Ⓒ 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		B 概ね計画どおり	B 現状推進		
		Ⓒ やや遅れている	Ⓒ 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	5 水道料金関連業務の委託		担当部署	水道局	
現状と課題	年々増加傾向にある水道料金の未納については、滞納整理・給水停止を実施し、料金確保のために厳しい対応を実施しているが他業務と平行して増加する個々の継続的な対応には限界がある。また、現行の個人委託による検針業務は不慮の事故に対する対応が困難であり、早急に改善が必要である。今後水道事務所の一本化により、業務の効率的な推進を図るために民間委託を進める。				
実施内容	①水道料金の徴収業務 ②給水停止(閉栓・開栓)業務 ③量水器の検針業務等の委託				
予測効果	①水道料金の営業収益(徴収率)の向上 ②経費の削減 ③人員の削減 ④安定した検針業務の履行				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	計画策定	実施	実施・評価・見直し
取組内容	他市町村の状況情報の収集と費用対効果の検討を図る	・小川地区及び美野里地区の料金システムの統合 ・他市町村の状況情報の収集と費用対効果の検討	・県内の委託状況を把握し、他市町村の委託内容を研修、課題を分析する。 ・費用対効果をシミュレーションする。 ・委託する業務内容の検討、仕様書等を作成する。	・費用とサービス向上、効率的な運営等効果を再度シミュレーションする。 ・委託する業務内容を再度検討し、仕様書等を精査する。 ・委託業者を選定、引継ぎ等の準備作業を円滑に実施する。	・費用対効果の検証 ・委託業者の適正監理及び評価 ・委託事業の洗い直し
進捗状況	近隣団体との情報交換を密に行い検討作業中である	・小川地区及び美野里地区の料金システムを統合(H20年3月) ・近隣市町村の状況情報の収集と費用対効果を検討	・県内44市町村のうち、30市町村で委託を実施中、3市の先進地視察研修を実施した。 ・費用対効果シミュレーションにより、経費、人員削減効果を確認した。 ・効率的な業務内容を検討、仕様書を作成した。	・昨年度作成した仕様書を整理しH22.3に入札を実施。業者を選定した。	・費用対効果としては次のとおり①職員数の削減②徴収率の上昇③水道サービスの拡充 ・業務委託の管理については市規則等を参考として、月例・年次の監理を実施 ・委託事業の洗い直しとしては、特に給水装置工事申請書の受付業務について見直しの方針で検討した。
効果	職員数14人	職員数14人	職員数14人	職員数13人	①職員数10人(4人減) ▲28.6% H23は職員数9人(5人減)▲35.7% ②過年度徴収率対前年比19%増 ③土曜日の緊急電話サービスの対応実施 ※民間委託による削減効果 ▲3,463,099円 (H20年度対比)
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	Ⓐ 計画どおり	Ⓐ 改革終了	公営企業の業務委託は、現在のように民法上の委託の範囲に留めるのか、地方自治法(水道法)上の委託(包括委託)まで進めるべきなのか、または指定管理者やコンセッション方式の導入まで見込むべきなのか、今後の時宜や先進自治体の状況を検証に加えながら「安心・安全なおいしい水」の実現と廉価な水道料金と充実したサービスの実現を目指してまいります。水道料金関連業務の委託については、大きな効果が立証できたため、改革終了といたします。	
		B 概ね計画どおり	B 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	Ⓐ 計画どおり	Ⓐ 改革終了		
		B 概ね計画どおり	B 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	10 まちづくり活動支援等による協働の推進 担当部署			地域振興課	
現状と課題	市内の地域活動団体・ボランティア団体等をまちづくり組織条例をもとに、まちづくり組織と認定し、その組織の自主性・自立性を育成支援していくことが必要である。				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり組織条例の仕組みを広く市民に浸透させていくため、本条例の仕組みを広報紙等で地域活動団体にお知らせし、団体の市民公益的活動に自主性・自立性を発展的に発揮できるような支援方策を考えていく。 まちづくり組織条例の策定 まちづくり組織支援事業の推進 				
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> 市民と行政が協働していくまちづくり。 公共的サービスを担う団体の育成と自立を支援。 補助金の公募方式の前段としての取り組み。 				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	実施	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 支援事業の核となるまちづくり審査会の設置 まちづくり組織条例・規則の改正 支援事業運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> 支援内容の充実化検討 まちづくり審査会の審査方法の確立 支援事業の市民等への周知徹底 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり支援団体組織化 支援内容の充実化 支援事業の市民等への周知徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに、組織した連絡会相互の連携強化。 支援内容の充実化 新組織認定の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり組織連絡会の組織強化 支援内容の充実化 新組織認定の拡大 協働推進プログラム策定
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり審査会の設置(H18.7月) まちづくり組織条例・規則の改正(H18.9月) 第2回審査会開催により事業開始(H19.1月) 	<ul style="list-style-type: none"> H20年度からの新規まちづくり組織への団体運営補助新規導入と補助対象経費の緩和を関係者協議をとおして決定。(H20.2月) 無記名投票による採決を第2回審査会で実施。(H19.10月) 事業の公募と審査結果をお知らせ版・ホームページで周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「まちづくり組織連絡会」設立(H21.12.25) 支援事業実施要項の内容等を関係者と協議のうえ整理。 継続して、事業の公募と審査結果を市広報・HPで周知。 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり組織連絡会の各団体の組織及び活動の紹介を市広報紙、HPを活用し市民へ幅広く周知し、発展的に活動が発揮できるよう支援する。 各組織へ市補助金以外の助成金制度の情報を提供する。 行動計画書策定プロセス等の検討をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 「まちづくり連絡会」総会の開催 まちづくりの支援内容については、協働推進プログラムで検討した。 まちづくり組織を新たに4組織認定した。 協働推進プログラムの素案策定完了
取組効果	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり組織に住民組織8団体を認定 1事業に補助金交付を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな補助金導入で新規まちづくり組織の誕生と既存組織の活動強化が期待できる。 無記名投票の実施で審査の公正性を向上できた。 徐々に支援事業が市民へ普及しはじめ、19年度はまちづくり組織として4団体を新たに認定し、12団体21事業に補助金を交付した。 	<ul style="list-style-type: none"> 新組織設立により、情報の共有化、活動の連携が期待できる。 要項のなかにおいて、誤解釈されえやすい表現箇所を修正したことにより、適正な事業申請が図られた。 新たにH20、7団体を組織認定し、16団体28事業に補助金交付をした。 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり組織連絡会の団体間の情報の共有化、活動の連携が期待できる。 市補助金以外の助成金制度を団体自らが選択し活用させることにより自立性を高めさせる。 新たにH21には4団体を組織認定した。現在28団体組織認定している。そのうち17団体30事業に補助金を交付した。 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりをさらに推進するため、協働推進プログラムの策定に、各組織の代表者が参画することにより、組織のあり方や活動の充実向上がなされた。
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	概ね計画通り推移していますが、新組織の拡充や協働推進プログラムの実施に向けた予算の確保は必要です。 【アクションプランへ移行して実施】	
		B 概ね計画どおり	B 現状推進		
		Ⓒ やや遅れている	Ⓒ 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		B 概ね計画どおり	B 現状推進		
		Ⓒ やや遅れている	Ⓒ 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	11 情報提供制度の確立			担当部署	企画調整課
現状と課題	現在、小美玉市では「小美玉市情報公開条例」に基づき、市民から情報公開の請求があった場合に、所定の手続きを経て公文書を公開しています。しかし市民が必要とする情報の中には、この情報公開制度を利用するものばかりではありません。そのような情報については条例に基づく手続きを経なくても市民がいつでも、容易に入手できるようにしておくことが必要です。「情報公開」から「情報提供」へ一歩進んだ考え方を職員が意識することも求められます。				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供制度指針の作成 ・職員説明会の実施 ・情報提供の開始(平成22年3月より) 				
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働の行政運営 ・公正で開かれた市政の実現 				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	計画策定	実施	実施・評価・見直し
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の情報化に向けた研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議公開制度の導入について、調査・研究。 ・情報提供制度の構築。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供制度の指針の作成 ・職員説明会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供開始に向けた職員説明会の実施 ・市民への情報提供開始(H22年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供する情報の件数を増やし充実を図る。
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地事例の調査実施(H18.11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議公開制度について県内自治体の調査実施(H19.10月) ・新たな情報制度の構築に向けたプロジェクトチーム「情報提供制度案作成作業部会」を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の推進に関する指針の作成(H20.5月) ・先進地視察 牛久市(7月)・我孫子市(2月)・印西市(2月) ・情報提供を市ウェブサイトで行うためCMS導入が予算化になってから職員説明会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市ウェブサイトによる情報提供開始(H22年3月27日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各課で各々に市ウェブサイトへの情報提供は実施したが、情報提供一覧表の更新は実施できなかった。
効果				<ul style="list-style-type: none"> ・市が保有する行政情報を市民に積極的に公開することにより、市民と情報を共有し、市民協働のまちづくりにつながる。 	
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	情報提供については各課で実施していますが、今後は、情報提供一覧表を随時更新し、市民への情報提供の充実を図ってまいります。 【アクションプランへ移行して実施】	
		B 概ね計画どおり	B 現状推進		
		Ⓒ やや遅れている	Ⓒ 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		B 概ね計画どおり	B 現状推進		
		Ⓒ やや遅れている	Ⓒ 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	13 広聴機能の強化(市政モニター)		担当部署	秘書広聴課	
現状と課題	市民から直接的あるいは間接的に寄せられる「声」を広く聴き、それを市の施策や事業に反映させるため、より多くの市民の声が政策過程に反映させるようなシステムの構築が必要である。				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市政モニター制度の活用 ・市長へのはがき ・市長との対話の日、女性サロン ・提言や苦情等のデータベース化 				
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> ・住民ニーズの把握と説明責任を果たす。 ・市の主要事業の理解を深めることが期待できる。 				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	実施	実施	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市政モニター制度の活用 ・市長へのはがき ・市長との対話の日 ・市政へのご意見・ご提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・市政モニター制度の活用 ・市長へのはがき ・市長との対話の日 ・市政へのご意見・ご提案 ・市政提案箱の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・市政モニター制度の活用 ・市長へのはがき ・市長との対話の日 ・市政へのご意見・ご提案 ・市政提案箱の設置 ・女性サロンの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市政モニター制度の活用 ・市長へのはがき ・市長との対話の日 ・市政へのご意見・ご提案 ・市政提案箱の設置 ・女性サロンの実施 ・提言や苦情等のデータベース化 	<ul style="list-style-type: none"> ・市政モニター制度の活用 ・市長へのはがき ・市長との対話の日 ・市政へのご意見・ご提案 ・市政提案箱の設置 ・女性サロンの実施 ・提言や苦情等のデータベース化の実施
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市政モニター制度の活用(H18. 10～) ・市長へのはがき(H19.1～) ・市長との対話の日 H19.1～月1回 ・市政へのご意見ご提案 	市政提案箱を新たに設置した。(H20.1～)	<ul style="list-style-type: none"> ・モニター提案(20件) ・市長へのはがき(28件) ・市長との対話の日(26人) ・市政へのご意見・ご提案(50件) ・市政提案箱(33件) ・女性サロン(1回) ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニター提案(53件) ・市長へのはがき(35件) ・市長との対話の日(13人) ・市政へのご意見・ご提案(39件) ・市政提案箱(45件) ・女性サロン(6回) ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニター提案(47件) ・私の提案(市長へのはがき・市政提案箱)(25件) ・市長との対話の日(7人) ・市政へのご意見・ご提案(90件) ・女性サロン(5回) ・意見・提案の一部データベース化 ほか
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・モニター提案(20件) ・市長へのはがき(2件) ・市長との対話の日(3人) ・市政へのご意見・ご提案(36件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニター提案(29件) ・市長へのはがき(33件) ・市長との対話の日(20人) ・市政へのご意見・ご提案(46件) ・市政提案箱(1) ・その他(6件) 	市に寄せられた多くの提言や苦情等に対し、文書等で回答し、説明責任を果たすことができた。	市に寄せられた多くの提言や苦情等に対し、文書等で回答し、説明責任を果たすことができた。	市に寄せられた多くの提言や苦情等に対し、文書等で回答し、説明責任を果たすことができた。 また、いただいた意見・提案のデータベース化を行うことにより、事例等の検索がより容易となった。
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	いただいた提案・意見に対する説明責任を果たし、かつ提案・意見に基づく住民ニーズを政策過程に反映させるためには、広聴活動について全庁的な取り組みが不可欠です。今後は、意見・提案のデータベース化を継続する一方、各広聴活動の処理基準を明確化・統一し、内外に周知・浸透を図ってまいります。 【アクションプランへ移行して実施】	
		Ⓑ 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		Ⓑ 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	14 市民に身近な公園の協働管理の推進		担当部署	都市整備課	
現状と課題	市の公園については、市が直接又は民間等に委託して管理運営を行っている。今後、個々の公園に応じた適切な管理のためには、その公園の性格に基づく管理形態を明確にし、積極的な市民参加を推進する必要がある。				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園の性格の整理と管理形態の検討(指定管理者制度、里親制度、協働化制度等) 管理形態等を制度化するための組織の設置 管理形態の決定と市民への周知 				
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の効率的な管理 管理費の削減 地区の一体性の醸成 				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	計画策定	実施	実施・評価・見直し
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 市管理公園の現状整理 管理形態の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 利用形態により地区管理へ移行すべき公園の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 地区管理へ移行すべき公園の検討及び地元協議 	<ul style="list-style-type: none"> 小川ニュータウン内公園2箇所及び田中台内公園4箇所について各地区管理へ移行手続きをする。 それ以外の公園についての検討をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 承諾を得ている公園の地区管理移行の進捗を進める。
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> 市管理公園のデータベース化 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の補助金要綱の見直し 地区管理公園の調査 地区へ移行すべき公園の調査・検討 	<ul style="list-style-type: none"> 小川ニュータウン内公園2箇所及び田中台内公園4箇所について各区長と地区管理への移行について協議した。(条件付で各地区とも内諾済み) それ以外の公園については、引き続き調査・検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 小川ニュータウン内公園2箇所及び田中台内公園4箇所について移行条件であった立木伐採等の作業を行った。移行手続きについては次年度に行うこととした。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区管理の承諾を得た2地区(6ヶ所)の公園について、管理移行の手続きを行った。
効果					<ul style="list-style-type: none"> 個々の公園に応じた適切な管理のために各地区へ移行することで、効率的な公園管理が市民協働で行われ、併せて管理費の削減が図れた。
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	利用形態により地区管理へ移行すべき公園については、各地区の理解のもと、概ね移行手続きが終了いたしました。まだ移行していない数ヶ所は、ため池緑地広場であり、地区公園としてはその性格が薄いので、今後は所管替え等について検討してまいります。 【アクションプランへ移行して実施】	
		Ⓑ 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		Ⓑ 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	16 市道の里親制度の推進		担当部署	管理課			
現状と課題	現在、市道の管理については、路肩の草刈、路面の清掃、立木の剪定、排水施設の清掃、碎石道への碎石搬入補修等を実施しているが、市道管理を安全確実にを行うため、地域の方々や企業及びボランティア団体に市道の里親になっていただき、市道への愛着心をもって協力していただく事により協働で管理していきたい。						
実施内容	市道の里親制度の創設。						
予測効果	管理費の削減。 協働の推進。						
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22		
実施計画	計画策定	計画策定	計画策定	実施	実施・評価・見直し		
取組内容	・道路等の里親制度の研究調査。 ・コミュニティ事業やまちづくり組織支援事業との方向性、理念の連携強化	・道路等の里親制度の研究調査。	・道路等の里親制度の研究調査。	・小美玉市里親制度実施要綱の策定	・要綱(案)の細部の再検討		
進捗状況	・茨城県土木部の道路里親制度の研究	・里親制度受託団体の状況確認。	・小美玉市里親制度実施要綱(案)の作成	・検討課題が生じたため、要綱の策定までには至らなかった。 ・引き続き細部の検討を実施し、要綱(案)の見直しを図る。	・要綱(案)の細部の再検討を行い課題であった他の関連事業等との整合性等を十分考慮した結果、市道の里親制度の創設については、見送ることにした。		
効果							
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点			
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	市道の里親制度の創設については、他の関連事業等との整合性を十分考慮した結果、見送ることとしました。今後は、従来どおり地区コミュニティや行政区等が実施している環境美化活動の一環として、市道の清掃等にも取り組んでいただくことが望ましいと思います。			
		ⓑ 概ね計画どおり	B 現状推進				
		C やや遅れている	C 進行強化				
		D 遅れている	ⓓ 見直し				
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了			市道の里親制度の創設については、課題もあるが、創設の見送りではなく、引き続き実施を前提にもう一度内容検討し、事務事業の中で見直しを図っていくべきである。集中改革プランにおいては、内容検討の見直しとし、担当課の事務事業に移行して継続協議といたします。	
		ⓑ 概ね計画どおり	B 現状推進				
		C やや遅れている	C 進行強化				
D 遅れている		ⓓ 見直し					

実施項目No	18	窓口サービスの向上	担当部署	市民課	
現状と課題	住民の利便性を考えると諸証明の交付や申請、手続などの窓口サービスは1箇所の窓口で行える総合窓口の必要性が高くなっている。窓口業務を行うカウンターは本庁、支所ともフラットな1カウンターでプライバシーやバリアフリーの対応がなされておらず今後改善の必要がある。窓口業務の多くを占める諸証明発行に係る待ち時間短縮を図る必要がある。				
実施内容	①住民の利便性向上のための本庁市民課窓口の総合窓口化の実施 ②バリアフリーやプライバシーに配慮した窓口カウンターの設置やレイアウトの変更 ③窓口業務の市場化テストの検討 ④窓口での待ち時間短縮や土、日祝祭日の閉庁時におけるサービスとして証明自動交付機の設置検討				
予測効果	効率的な業務運営と行政サービスの強化が期待できる 職員数の削減 経常経費の削減				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	計画策定	実施	実施・評価・見直し
取組内容	総合窓口化を推進するための検討委員会等の設置を検討する	・総合窓口化に向けての検討 ・窓口カウンターの改善検討	・総合窓口化に向けての検討 ・窓口カウンターの改善検討	既存の庁舎を利用して、当分現状のままで住民の利便性を考慮にいて、窓口での待ち時間の短縮や土、日祝祭日の閉庁時におけるサービスとして証明自動交付機の設置を検討	住民の利便性の考慮から、窓口時間の延長について試行的実施を検討する。窓口業務の市場化テストについて検討する。
進捗状況	検討委員会等設置の方向付けをした	・先進事例である県内3市の現況調査を行い、総合窓口の認識を深めると共に、当市での課題・今後の方向性について検討を行った ・支所のローカウンター配備	・県内2市の先進地視察研修をおこなった結果、住民が望む総合窓口を確立するためには「スペースの確保」「フロアの改修」「オンラインシステム構築」などが必要となり、組織体制の見直しなど多くの課題をクリアしなければならぬので早急に実施するのは困難。 ・窓口カウンターの改善のみ完了	閉庁時に於けるサービスとして証明自動交付機の設置には至らなかった。住民の利便性の考慮から再度検討中	・H22.9月から窓口業務時間の延長を実施している。 ・証明自動交付機については、設置に至らず再度検討する。 ・窓口業務の市場化テストについては、検討した結果、特殊性等から当面は見送ることとした。
効果	現時点での効果は現れていない	支所へのローカウンター配備により窓口の利便性が向上した	・本庁にローカウンターを配備したことにより、高齢者・障がい者等の利便性が向上した	再度検討中のため、現時点での効果は現れていない。	窓口時間の延長業務における取扱件数219人(延べ268件)【H22.9～H23.3】
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	閉庁時に於ける住民の利便性ということで、窓口延長業務を試行実施したことにより、窓口サービスの向上が図られました。今後は、広報紙等でさらに住民への周知を図ってまいります。 【アクションプランへ移行して実施】	
		ⓑ 概ね計画どおり	ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		ⓑ 概ね計画どおり	ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	19 新たな予算編成手法の導入		担当部署	財政課	
現状と課題	現行の予算編成手法は、個別積み上げ方式となっているが、行政需要が複雑・多様化している状況から、一極集中での予算編成では対応が困難になっている。				
実施内容	予算案作成過程において、各部局単位に予算枠を配分する枠配分方式を採用し、各部局が事務事業の選択、精査等を主体性と責任を持って進めることにより、予算編成の庁内分権化を進める。				
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> ・財政運営における各部局の主体性と責任の明確化 ・施策の重点化と効率的な財政運営 				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	実施	実施	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	一般財源額の把握各部局の枠配分額を設定	一般財源額の把握各部局の枠配分額を設定	一般財源額の把握各部局の枠配分額を設定	一般財源額の把握各部局の枠配分額を設定	一般財源額の把握各部局の枠配分額を設定
進捗状況	新年度予算編成方針説明会で説明	新年度予算編成方針説明会で説明	新年度予算編成方針説明会で説明	<ul style="list-style-type: none"> ・H21.10.28庁議にてH22年度予算編成方針の説明と併せて枠配分の通知を実施。 ・H22.1.12の市長査定後の調整を経て、H22.2.12にデスクネットにて集計結果を公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H22.10.19庁議にてH23年度予算編成方針の説明と併せて枠配分の通知を実施。 ・H23.1.12の市長査定後の調整を経て、H23.1.24にデスクネットにて集計結果を公表。
効果	職員の意識改革	職員の意識改革	職員の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ・H21年度枠配分額 3,794,750千円 ・H22年度枠配分額 3,791,796千円 ・前年度対比 $\Delta 2,954$千円($\Delta 0.1\%$) 	<ul style="list-style-type: none"> ・H23年度枠配分額 3,608,056千円 ・前年度対比 $\Delta 183,740$千円($\Delta 4.85\%$)
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	Ⓐ 計画どおり	A 改革終了	枠配分方式については2年間実施し、職員間では定着しているものと感じます。この手法より、よい方法が無い限り継続してまいります。 【アクションプランへ移行して実施】	
		B 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	Ⓐ 計画どおり	A 改革終了		
		B 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	20 狭あい道路及び後退敷地整備事業の見直し		担当部署	管理課	
現状と課題	幅員4m未満の狭あい道路については、セットバックが義務付けられているが、市で底地を受け入れすることは原則として行っていない。開発行為による場合のみセットバックした後退敷地等を寄付により取得している。市の道路整備基準は、原則、片側側溝で4.8mとなっているため、狭あい道路については、買収が必要条件となっている。				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備基準の見直し(狭あい道路整備取得扱い基準等の作成)。 ・買収ではなく、寄付による用地取得の検討。 				
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備基準の見直しにより、工事費及び側溝管理費の削減。 ・用地取得費の削減。 				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	計画策定	実施	実施・評価・見直し
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備基準の見直し。 ・他自治体の用地取得方法の研究。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備基準の見直し。 ・他自治体の用地取得方法の研究。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備基準の見直し。 ・他自治体の用地取得方法の研究。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小美玉市後退用地の整備に関する指導要綱の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱(案)の細部の再検討
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・小美玉市公共有財産取得管理処分審査会を設置 ・市道路線認定審査会を設置 ・小美玉市公共有財産用途廃止事務取扱要項策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村調査 ・小美玉市道路整備指針(H20.4月より適用)との内部調整会議実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・小美玉市後退用地の整備に関する指導要綱(案)作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題が生じたため、要綱の策定には、至らなかった。 ・要綱(案)の見直し ・細部の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱(案)の細部の再検討を行ったが、維持管理等の諸問題が生じたため、見送ることとした。
効果					
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	狭あい道路及び後退敷地整備事業の見直しについては、要綱(案)の細部の再検討を実施した結果、維持管理等の諸問題(道路形状の変化による危険性、利用のしづらさ、道路の中心線の管理など)が生じるため、見送ることとしました。	
		Ⓑ 概ね計画どおり	B 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	Ⓓ 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		Ⓑ 概ね計画どおり	B 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		Ⓓ 見直し			

実施項目No	21 公共ホール自主文化事業の見直し		担当部署	生活文化課		
現状と課題	本市では、公共ホール運営委員会等の指導や助言を得て、市内の3館でそれぞれに自主文化事業を実施している。早急に効率的かつ効果的な運用が必要である。					
実施内容	・市民の芸術文化向上のため自主事業を継続する。3館を公平かつ効率的に運用できるよう調整する。					
予測効果	・効率的かつ効果的な公の施設の管理運営の推進。 ・運営経費の削減。					
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22	
実施計画	計画策定	実施	実施	実施	実施・評価・見直し	
取組内容	・3館の特性を活かした自主文化事業を実施。 ・事業の実施時期を調整。 ・鑑賞型事業ばかりではなく、創造・育成事業にも取り組む。	・年度後半より次年度の予算も含めた事業計画についての3館調整会議を3回実施した。	・自主文化事業を効果的に運用するため、チームを編成し協議検討。	・事業への取り組み方が、適正なのか現状を推進する。	・公共ホール(3館)が住民と共にどのような文化を育んでいくかを明文化する、小美玉市まるごと文化ホール計画策定に取り組む。	
進捗状況	・次年度事業の内容調整については、かなり遅れが出た。 ・事業実施時期の整理・調整ができた。 ・今後、国文祭関連の創造事業を実施し・学校関連の育成事業を拡充する。	・次年度に計画している3館の事業内容の把握はできたが、事業組み立ての調整までは至っていない。	・事業の内容と方針等を決める会議をし、計画的に事業の運営を進めることができた。 ・事業の取り組み等に関して、関係機関と協議調整会議を実施した。	・事業の内容と方針等を決める会議をし、計画的に事業の運営を進めることができた。 ・事業に関して、関係機関と協議調整のうえ実施している事業の一部を見直した。	・策定プロジェクトチーム(3館でリーダーとして活躍している住民と職員)を結成し、グループでワークショップを中心に計画づくりを進めるため、5回の会議(うちシンポジウム1回)を実施した。	
効果		・調整機関の早急な立ち上げの必要性を3館の職員が認識した。	・事業取り組みへの、整理合理化が図られた。	・公共ホール(3館)のそれぞれの特性を活かした事業の取組みについての整理合理化が図られた。(催事の内容・方針・時期等が重ならない調整)	・公共ホール(3館)が生み出す活力が市内全域へもたらされる(文化のまちづくり)ことを理解し、それぞれの個性と良さを認識した。	
評価	区分	進捗評価		今後の進め方		評価の意見・反省点 計画策定プロジェクトチームが知恵と汗を全力で出し合い、より具体的で実践的な計画の策定に取り組んでいます。計画策定により公共ホール(3館)を中心とした文化のまちづくりを今後も推進していきます。集中改革プランの目標は達成とします。
		自己評価	Ⓐ 計画どおり	Ⓐ 改革終了		
	B 概ね計画どおり		B 現状推進			
	C やや遅れている		C 進行強化			
	D 遅れている		D 見直し			
	本部評価	Ⓐ 計画どおり	Ⓐ 改革終了			
		B 概ね計画どおり	B 現状推進			
		C やや遅れている	C 進行強化			
D 遅れている		D 見直し				

実施項目No	23 時差出勤制度の検討		担当部署	総務課	
現状と課題	行政の事業が多様化する中、夜間の説明会や交渉、徴収業務など通常の勤務時間以外の勤務も多くなってきたり、職員の超過勤務も増加の傾向にある。 また、育児しやすい勤務形態の整備も必要である。				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所への送迎等に配慮した育児しやすい勤務形態の導入。 ・勤務形態に応じた、時差出勤制度の導入。 				
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間勤務の軽減。 ・行政サービスの質の向上(各施設開館時間の延長) ・行政の効率的な推進。 ・安心した子育ての支援。 				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定・実施	実施	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務状況実態調査の実施 ・時差出勤(フレックスタイム)の研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所への送迎等に配慮した育児しやすい勤務形態の導入。 ・勤務形態に応じた、時差出勤制度の導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児短時間勤務制度及び部分休業の承認要件の緩和 ・勤務形態に応じた、時差出勤(現状は勤務時間の割振で対応している) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小美玉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正(12月議会提出予定) ・勤務形態に応じた勤務時間の割振を推進 ・時差出勤規程の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・時差出勤の要綱等の制定
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・全職場超過勤務実態調査 ・他市町村のフレックスタイム導入内容の調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児を行なう職員の早出遅出勤制度や手続きにおいて周知を図ることと、時差出勤を行なっている職場においては、保育園送迎を行なう職員に配慮して勤務時間を割振ることなどを含めた小美玉市特定事業主行動計画を策定。(H20.3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小美玉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行い、育児しやすい勤務形態を整備するため、条例改正内容について整備した。(勤務時間条例と共に平成21年12月議会提出予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業等に関する条例の一部改正(12月議会提出) ・勤務時間条例の一部改正(12月議会提出) ・時差出勤は施設で導入しているが、規程等の制定には至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業等に関する条例の一部改正(平成22年6月提出) ・時差出勤は施設で導入しているが、規程等の制定については、担当課との協議の結果、現時点で必要がないと判断した。
効果		<ul style="list-style-type: none"> ・みの～れ、図書館、文化センター、B&Gは時差出勤導入済 ・時間外勤務手当削減額 H17対比10,385,000円 ・行政サービスの向上(各施設開館時間の延長) ・安心した子育ての支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・みの～れ、図書館、文化センター、B&Gは時差出勤導入済 ・時間外勤務手当削減額 H17対比27,982,000円 ・行政サービスの向上(各施設開館時間の延長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業等に関する条例の一部改正等により、職員の安心した子育てを支援することができる。 ・時間外勤務手当削減額 H17対比8,790,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業等に関する条例の一部改正等により、職員の安心した子育てを支援する体制が概ね整備された。 ・時間外勤務手当削減額 H17対比3,997,000円
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	Ⓐ 改革終了	関係する条例等について、今後とも状況を注視し適宜改正をしてまいります。集中改革プランの目標は達成とします。	
		Ⓑ 概ね計画どおり	B 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	Ⓐ 改革終了		
		Ⓑ 概ね計画どおり	B 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	25 合併に伴う事務事業の一元化の早期実現		担当部署	企画調整課	
現状と課題	合併に伴い調整してきた事務事業1,063件のうち、合併後に調整するとして事務事業265件について、新市の一体化や公平な住民サービスの提供を図るべく、できるだけ早急な調整が求められている。未調整の事務事業項目については、平成19年度予算要求時期にあわせて、各担当部署から調整報告いただいたところであるが、必ずしも十分な結果でないものや、現況の問題から調整に困難を極めているものもある。				
実施内容	・合併時に未調整であった事務事業について、各担当部署においてその進行管理(現状把握)に努め、できるものから早急な調整を推進していく。				
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> ・新市の一体化や公平な住民サービスの提供。 ・事務事業の調整により財政軽減を図る。 ・平成22年度までに全事務事業(1,063件)の95%以上の調整を目指し、一体化を図る。 				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	実施	実施	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	事業整理票において調査し、事業一元化に向けた取組み内容を把握。	事業整理票において調査し、事業一元化に向けた取組み内容を把握。	事業整理票において調査し、事業一元化に向けた取組み内容を把握。	事業整理票において調査し、事業一元化に向けた取組み内容を把握。	事業整理票において調査し、事業一元化に向けた取組み内容を把握。
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・進行管理状況調査(年2回実施) ・合併時調整未了事業264件 ・H18年度末166件完了(残98件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・進行管理状況調査(年度末に実施) ・合併時調整未了事業265件(精査後1件増) ・H19年度末196件調整完了(残69件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・進行管理状況調査(年度末に実施) ・合併時調整未了事業265件(精査後1件増) ・H20年度末218件調整完了(残41件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・進行管理状況調査(年度末に実施) ・合併時調整未了事業265件(精査後1件増) ・H21年度末246件調整完了(残19件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・進行管理状況調査(年度末に実施) ・合併時調整未了事業265件(精査後1件増) ・H22年度末256件調整完了(残8件)
効果	全体の91%の事務調整完了(残9%)	全事務事業(1,063件)の93.5%(994件)調整完了	全事務事業(1,063件)の96.1%(1,022件)調整完了	全事務事業(1,063件)の98.2%(1,044件)調整完了	全事務事業(1,063件)の99.2%(1,055件)調整完了
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	Ⓐ 計画どおり	Ⓐ 改革終了	合併時に未調整であった事務事業について、合併後5年を目途に調整を進め、本年度が最終年度でありましたが、9件の未調整事業が残りました。未調整となっている事業は、完了年次が確定している事業もありますが、今後も調整が困難な事業もあるため、進行管理業務を行政改革担当へ移行し、今後の方向性を示していく必要があります。集中改革プランの目標は達成とします。	
		B 概ね計画どおり	B 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	Ⓐ 計画どおり	Ⓐ 改革終了		
		B 概ね計画どおり	B 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	27 組織・機構改革の検討・実施		担当部署	総務課	
現状と課題	合併後、本庁と支所など組織が複雑化したため、職員の適正配置や事務分掌などに非効率な状態が発生し、意思決定を迅速に行うのが難しい状況である。事務の迅速化や責任の明確化を実現するためにも適格な組織機構の改革が必要となる。				
実施内容	・組織検討委員会を立ち上げ行政組織の見直しを適確に行う。				
予測効果	・住民サービスの低下を招かない行政のスリム化。 ・事務の迅速化・効率化。責任の明確化。				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定・実施	実施	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	・組織検討委員会の設置 ・組織機構改革の実施 ・総合支所方式から分庁併用方式へ	・組織機構改革の実施 ・分庁併用方式として総合支所の効率化 ・事業の重点化の推進 ・定員適正化計画の実施	・総合計画に目的に即した市民の立場に立ったわかりやすい組織・機構の構築 ・定員適正化計画の実施 ・権限移譲等に対応できる柔軟な体制	・茨城空港開港に伴い、空港対策課及び基地対策の調整・農業委員会の権限委譲に伴う対応 ・子育て支援室の対応 ・建築確認の権限委譲に伴う対応	・行政課題に迅速に対応できる柔軟な組織体制の構築
進捗状況	・組織検討委員会の設置(H18.12月) ・組織機構改革の実施(H19.4月) ・分庁併用方式の実施	・組織に関する現状の調査とヒアリングを2回実施 ・組織検討委員会の開催(H20.1月) ・病院事業の公設民営化 ・総合支所の総務課を総合窓口課と統合 ・生涯学習拠点施設として生涯学習センターを設置	・組織に関する現状の調査とヒアリングを実施 ・組織検討委員会の開催 ・市民が来庁する窓口を重点に係を統合 ・少子化対策機関として「子育て支援室」を設置	・組織に関する現状の調査 ・組織検討委員会の開催 ・「子ども福祉課」「学校給食課」「スポーツ振興課」を新たに設置し、「特定幹線道路推進室」「教育総務課」を統合により廃止	・組織に関する現状の調査 ・組織検討委員会の開催 ・現行の税務課を賦課部門の税務課と、収納部門の収納対策課へ分離
効果	・組織の簡素化 H17年度対比 ・課の削減 △6課 ・係の削減 △27係	・組織の簡素化 H17年度対比 ・課の削減 △12課 ・係の削減 △39係	・組織の簡素化 H17年度対比 ・課の削減 △13課 ・係の削減 △50係	・組織の簡素化 H17年度対比 ・課の削減 △12課 ・係の削減 △50係	・より高度で専門的な体制の確立 H17年度対比 ・課の削減 △11課 ・係の削減 △49係
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	Ⓐ 計画どおり	A 改革終了	合併以来5年間、毎年組織の見直しを行っており、職員の適正配置や事務分掌など組織機構の見直しは概ね終了しました。ただし、今後とも事務事業の見直し等に併せて適宜見直しを行ってまいります。【アクションプランへ移行して実施】	
		B 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	Ⓐ 計画どおり	A 改革終了		
		B 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	30 嘱託職員・再任用職員・臨時職員の配置基準の整備		担当部署	総務課	
現状と課題	分権化により、地方自治体が取り組むべき業務は増大しており、多種多様化する市民ニーズには迅速かつ的確な事務の遂行が求められる。また、技能労務職の現場では、廃止や統合、民間委託などが進められようとしている。このような状況において、職員の減を臨時職員で補っている。				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員等の採用や配置に当たっては、その必要性を十分検討し、効率的な活用に努める。 ・各施設の業務の確認及び整理と臨時職員配置基準の検討。 				
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員の抑制。 ・人件費の削減。 ・組織のスリム化。 				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・定員適正化計画の策定 ・臨時職員雇用計画書の作成義務づけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員雇用計画書の提出及び精査 ・各施設の業務の確認及び整理と臨時職員配置基準(ガイドライン)の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員適正化計画に基づく職員数について、平成22年までの目標数544名を前倒しで達成した。今後は不足分を臨時職員等で対応しなければならないため、臨時職員の賃金単価等の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員の法的根拠の明確化 ・臨時職員配置基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員配置基準
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・職員定員適正化計画策定(H19.3月) ・H19予算要求時に臨時職員雇用計画書の提出、内容精査 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員の雇用について計画書の提出及びヒヤリングを実施し必要性を精査。 ・羽鳥保育所長において再任用を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員の賃金単価を改正すると共に、通勤手当相当の支給基準及び旅費規定等の見直しを行った。 ・配置基準等のガイドライン(素案)を作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員の雇用について計画書の提出を義務付けし必要性を精査。 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員の雇用について、計画書の提出を義務付けし、必要性を精査するシステムが確立された。
効果		職員採用を押さえ、臨時職員での対応などにより人件費の抑制に効果があった。 H17対比 ▲178,172,000円	職員採用を押さえ、臨時職員での対応などにより人件費の抑制に効果があった。 H17対比 ▲280,049,000円	職員採用を押さえ、臨時職員での対応などにより人件費の抑制に効果があった。 H17対比 ▲410,691,000円	職員採用を抑え、臨時職員での対応等により、人件費の抑制に効果があった。 H17対比 ▲464,635,000円
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	Ⓐ 改革終了	職員採用をある程度抑え、臨時職員での対応による人件費の抑制には効果があります。今後とも各部署の実態を把握しながら、状況に応じて計画してまいります。集中改革プランの目標は達成とします。	
		Ⓑ 概ね計画どおり	B 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	Ⓐ 改革終了		
		Ⓑ 概ね計画どおり	B 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	31 定員管理の適正化		担当部署	総務課	
現状と課題	極めて厳しい財政状態のなかで、定員適正化による効率的な行政運営の構築はすでに不可避なものとなっています。職員数の削減により人件費を抑制し、必要最小限の人員での市民サービスの維持・向上に努めなければなりません。そのうえで、当面、予定される「団塊の世代」をはじめとした職員の大量退職への対応が大きな課題として挙げられる。				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 定員適正化計画の策定。 定員の純減 事務事業、施設運営の外部、民間委託の推進。 				
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> 人件費の抑制。(職員数19.94%の削減)667人から534人へ 平成22年度までに133人減 合理的な職員配置。 職員の質の向上。 				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	実施	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	定員適正化計画策定	平成19年3月に策定した定員管理計画の見直しと修正版公表	定員管理計画の見直しと修正版公表(毎年11月)	定員適正化計画平成22年度以降の検討	第2次定員適正化計画の策定
進捗状況	定員適正化計画策定(平成19年3月)	国保中央病院の指定管理者への移行に伴い定員適正化計画を修正し公表した。(平成19年11月)	国保中央病院の指定管理者への移行及び勸奨退職、普通退職に伴い定員適正化計画を修正し公表した。(平成20年11月)	勸奨退職者、普通退職者の状況を勘案し、定員適正化計画を修正し公表した。(平成21年7月)	平成23年度から27年度までの5年間について、第2次定員適正化計画を策定した。(平成23年2月)
効果	<ul style="list-style-type: none"> 合併前(667人)との対比▲45人 純減率▲6.7% 普通会計決算額(H17→H18の人件費)▲256,463,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 合併前(667人)との対比▲102人 純減率▲15.3% 普通会計決算額(H17→H19の人件費)▲178,172,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 合併前(667人)との対比▲124人 純減率▲18.6% 普通会計決算額(H17→H20の人件費)▲280,049,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 合併前(667人)との対比▲134人 純減率▲20.1% 普通会計決算額(H17→H21の人件費)▲410,691,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 合併前(667人)との対比▲153人 純減率▲22.9% 普通会計決算額(H17→H22の人件費)▲464,635,000円
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	Ⓐ 計画どおり	A 改革終了	当初の定員適正化計画策定分については、目標を達成いたしました。今後は、平成23年2月に策定した第2次定員適正化計画に基づき、より適正な人員配置を図ってまいります。 【アクションプランへ移行して実施】	
		B 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	Ⓐ 計画どおり	A 改革終了		
		B 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	34 特殊勤務手当の見直し		担当部署	消防本部	
現状と課題	・特殊勤務手当については、近年さまざまな問題が指摘されている。				
実施内容	・国県や他市町村の状況を踏まえながら総点検を行い、制度の趣旨に合致しないものは早急に見直し、減額や廃止の措置を講ずる。 ・夜間特殊勤務手当の廃止。				
予測効果	・特殊勤務手当の適正化。				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	・夜間特殊勤務手当の見直し	・引き続き業務の特殊性を考慮しつつ、見直しを行う。	・引き続き業務の特殊性を考慮しつつ、県内消防本部の特殊勤務手当の種類、額等について調査検討し、見直しを行う。	引き続き業務の特殊性を考慮しつつ、早急にその必要性を確認するとともに、支給区分、支給方法を再検討し、見直しを行う。	勤務の実態に応じて検討を行う。
進捗状況	・夜間特殊勤務手当を廃止 (H19.4月1日から施行)	・特殊勤務手当 正機関員 月額1,500円 副機関員 月額1,000円 救助隊員 月額1,000円 救急救命士 月額3,000円 上記手当の検討	・特殊勤務手当 正機関員 月額1,500円 副機関員 月額1,000円 救助隊員 月額1,000円 救急救命士 月額3,000円 上記手当の再検討	・特殊勤務手当 正機関員 月額1,500円 副機関員 月額1,000円 救助隊員 月額1,000円 救急救命士 月額3,000円	・特殊勤務手当 正機関員 月額1,500円 副機関員 月額1,000円 救助隊員 月額1,000円 救急救命士 月額3,000円
効果	・人件費の削減				
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	機関員及び救助隊員、救急救命士の各特殊勤務手当については、各業務の特殊性から鑑みても支給は妥当性があり、県内の消防本部の対応等も支給内容に相違はありますが、手当の支給を行っている状況です。【アクションプランへ移行して実施】	
		Ⓑ 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		Ⓑ 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	35 人事評価制度の構築		担当部署	総務課	
現状と課題	現在、人事評価制度はない。 今後、客観的で公正性や透明性が高く、実効性のある人事評価制度を整備していくことが肝要である。				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・評価手法、評価基準、運用実態、問題点等について把握。 ・評価者の研修。 ・人事評価制度の試行。 				
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> ・能力・実績に基づく人事管理。 ・職員の意識改革。 				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価制度導入準備 ・国の給与制度に準拠した給与制度への移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価マニュアルの作成。 ・人事評価制度試行に伴う職員研修会の開催。 ・評価者に対する人事評価マニュアルの説明会開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価マニュアル及び様式集の一部見直し ・評価者研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価マニュアル及び様式集の一部見直し ・評価者研修会の開催 ・人事評価規則等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価様式の一部見直し ・評価者研修会の開催
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体の状況調査及び先進事例研究 ・給与制度の適正化(H18.12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価マニュアル、様式集を作成。 ・19年1月に全職員を対象に人事評価研修会を開催。 ・3月に評価者を対象に人事評価マニュアル説明会を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年実施した人事評価の反省に基づき、一次評価者を課長級から係長・課長補佐級へ変更した。行動評価シートを簡素化した。 ・評価者研修会を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回 チャレンジシートの提出 ・人事評価研修会を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価の方法と様式を全面的に改正 ・新たな評価方法について理解を深めるため説明会を実施
効果					
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	人事評価の改正により、新たな評価方法を確立し、簡素でより効果的な評価方法を図ることができました。平成22年度中は試行的に実施し、平成23年度から本運用することとしました。今後は、評価者の適正で公平な評価視点の醸成を確立するため、適宜ヒアリング等を実施してまいります。 【アクションプランへ移行して実施】	
		Ⓑ 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		Ⓑ 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	38 職員研修の充実		担当部署	総務課	
現状と課題	現在の職員研修は、茨城県自治研修所への派遣によるものが、主となっている。研修は、人材育成基本方針にそった能力開発を目的とするものであり、この基本方針により有効かつ計画的な研修を実施するものとし、能力の向上のみならず、研修に対する意識改革が重要と考える。				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県自治研修所への派遣研修とあわせて、市独自の研修を展開し全ての職員に共通する基礎能力の向上をはかる。 ・人材育成基本方針行動計画の策定。 				
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> ・職員一人一人の資質の向上。 ・住民サービスをはじめとするあらゆる自治体経営の向上に結びつく。 				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自治研修所への研修生派遣。 ・市独自の研修の積極的な実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役職や年齢に応じた自治研修所への計画的研修生派遣。 ・市独自の研修の積極的な実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役職や年齢に応じた自治研修所への計画的研修生派遣。 ・市独自の研修の積極的な実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役職や年齢に応じた自治研修所への計画的研修生派遣。 ・市独自の研修の積極的な実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役職や年齢に応じた自治研修所への計画的研修生派遣。 ・市独自の研修の積極的な実施。
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・自治研修所研修生 44名 ・独自研修3回開催 157名 ・同和問題研修 86名 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治研修所研修生 42名 ・独自研修開催 行革研修42名 サッカーによるまちづくり研修 82名 ・人事評価研修 467名 ・同和問題研修 70名 ・その他研修 10名 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治研修所研修生 45名 ・人事評価研修 97名 ・同和問題研修 71名 ・新規採用職員研修 10名 ・その他研修 9名 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治研修所研修生 36名 ・人事評価研修 148名 ・同和問題研修 71名 ・接遇研修 164名 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治研修所研修生 39名 ・人事評価研修 49名 ・新規採用職員研修 6名 ・メンタルヘルス研修 276名 <p>※同和問題研修については、平成22年度より本来の所管である社会福祉課にて計画し実施している。</p>
効果	287名/640名 受講率44%	713名/621名 受講率114%	232名/564名 受講率41.1%	419名/542名 受講率77.3%	370名/534名 受講率69.3%
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	役職や年齢に応じて、自治研修所へ計画的に研修生を派遣しており、市独自でも状況に応じたテーマの研修を実施しています。職員の資質向上を図るため、今後とも状況に応じて研修を行ってまいります。 【アクションプランへ移行して実施】	
		Ⓑ 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		Ⓑ 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	39 行政評価システムの確立			担当部署	企画調整課
現状と課題	近年、地方公共団体には住民本位の行政運営が求められており、どれだけのコストを投入したか、どれだけの事業を行ったか、どれだけの効果があったのかなどを明確にする必要がある。住民に対する説明責任と行政課題を見出すために行政評価システムを構築する必要がある。				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 行政評価システムの構築(基本方針、政策評価、事務事業評価) 総合計画前期基本計画満了時に政策評価の実施を検討 				
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> 行政の資質、透明性、説明責任の向上 予算の効率的、効果的な配分 				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の策定着手 先進事例の調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の策定(行政評価の位置づけ) 先進事例の調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画実施計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画と事務事業評価の整合を図る(共通のシート設計) 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画と事務事業評価の整合を図る(共通のシート設計)
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画策定委員会設置 評価の進め方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 評価の進め方の検討 評価の考え方の整理 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画策定時に一部行政評価の考え方を取り入れた 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画策定時にH20から取り入れた行政評価の考え方に、さらに修正を加え、試行的な運用を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画策定時に昨年度の行政評価の考え方に、さらに修正を加え、試行的な運用を図った。また、行政評価のシステム化へ向けた取り組みとして、開発業者のデモやヒアリングを行った。
効果					
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	実施計画調書作成の定着により、評価業務に対する職員の意識はあがっていると思われませんが、PDCAサイクルの浸透までは至っていないため、今後のシステム導入に併せて、行政評価に対する職員のさらなる意識改革的な取り組みが必要と考えられます。 【アクションプランへ移行して実施】	
		ⓑ 概ね計画どおり	ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		ⓑ 概ね計画どおり	ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	40 財務書類の作成及び公表		担当部署	財政課	
現状と課題	行政運営には、資産の形成だけではなく人的サービスや給付サービスなど資産形成につながらない消費的なサービスも大きな比重を占めています。これらの行政サービスにいくらのコストがかかっているかの説明資料として行政コスト計算書(損益計算書)を作成し、市民の理解を求めます。				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の公表 ・広報紙、ホームページを利用し市民に公表 				
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のコスト意識の向上 ・行政の透明性の向上 				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	計画策定	実施	実施・評価・見直し
取組内容	財務4表の公表準備	財務4表の公表準備	財務4表の公表準備	財務4表を9月に公表。	基準モデルでの公表。H23.3月公表を目指す。
進捗状況	基礎数値の把握	基礎数値の把握	基礎数値の把握	H21.12月議会の全員協議会で説明後、ホームページにて公表。	基準モデルで作成した。H23.3月議会の全員協議会で説明後、ホームページへ公表した。
効果				資産と負債の比較で、当市ではプライマリーバランスが黒字となり、市民及び議会に対して行政の透明性が図られ安心感が与えられた。(1.3億円の黒字)	基準モデルに変更したことにより、その作成過程で固定資産の評価を実施した。その結果、市の資産がどのくらいあるか把握できるようになった。また、企業的会計の感覚が身に付く。
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	Ⓐ 計画どおり	A 改革終了	基準モデルでの作成はできるようになりましたが、その利用法がまだ確立されておらず、各自治体で検討されております。小美玉市でもその利用法について研究してまいります。 【アクションプランへ移行して実施】	
		B 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	Ⓐ 計画どおり	A 改革終了		
		B 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	41 入札契約制度の改善		担当部署	管財検査課	
現状と課題	一定規模以上の建設工事については、条件付一般競争入札を導入しているが、実施件数が少ないので、今後適用範囲を拡大する必要がある。 また指名競争入札は落札率が高止まりのことが多い。				
実施内容	①指名競争から一般競争入札への移行。条件付一般競争入札の範囲の拡大(価格の引き下げ) ②最低制限価格制度から低入札価格調査制度への移行 ③総合評価落札方式の採用 ④入札監視委員会の設置 ⑤電子入札の導入				
予測効果	競争性拡大による落札率の向上 ダンピングによる粗悪工事回避のため、低入札価格に対する調査実施により適正な契約を図る。				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定・実施	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	・条件付一般競争入札実施要綱の範囲拡大検討 ・電子入札導入を踏まえた郵便入札実施要綱の制定 ・電子入札導入調査検討	・条件付一般競争入札実施要綱の範囲拡大 ・電子入札の導入 ・不正防止対策の強化	・条件付一般競争入札実施要綱の範囲拡大検討 ・電子入札の実施 ・電子入札の範囲拡大検討 ・総合評価方式の試行	・条件付一般競争入札実施要綱の範囲拡大 ・電子入札の範囲拡大 ・総合評価方式の試行	・条件付一般競争入札実施要綱の範囲拡大検討 ・電子入札の範囲拡大検討 ・総合評価方式の試行 ・入札監視委員会の設置の検討
進捗状況	・条件付一般競争入札実施要綱の範囲を拡大(予定価格5000万円以上:実施件数1件) ・郵便入札実施要綱の制定実施 ・電子入札の試行(平成19年度から県の共同利用システムを活用)	・条件付一般競争入札実施要綱の一部改正(設計価格2,500万円以上で実施) ・電子入札試行要綱・運用基準の制定 ・建設工事執行規則・建設コンサルタント業務執行規則の一部改正(不正防止:賠償金の強化) ・指名停止等措置要領の一部改正(不正防止:ペナルティの強化)	・条件付一般競争入札実施要綱の一部改正 ・電子入札システムの適用範囲の拡大 ・入札監視委員会の設置について、他市町村の状況等を調査する。	・条件付一般競争入札実施要綱の一部改正 ・電子入札システムの適用範囲の拡大 ・入札監視委員会の設置について、他市町村の状況等を調査する。	・条件付一般競争入札実施要綱の一部改正を検討 ・電子入札システムの適用範囲の拡大を検討 ・入札監視委員会の設置について検討した結果、市公正入札調査委員会にて対応することとし、当面は設置を見送ることとした。 ・総合評価方式の試行
効果		・条件付一般競争入札競争性の向上(16件実施:落札率87.21%) ・電子入札の導入透明性・入札事務効率化(11件実施)	・条件付一般競争入札競争性の向上(22件実施) ・電子入札の拡大透明性・入札事務効率化(57件実施)	・条件付一般競争入札競争性の向上(45件実施) ・電子入札の拡大透明性・入札事務効率化(191件実施)	・条件付一般競争入札競争性の向上(41件実施) ・電子入札の拡大透明性・入札事務効率化(183件実施) ・総合評価方式の試行(4件実施)
評価	区分	進捗評価		今後の進め方	評価の意見・反省点 改革の方策や手続きの透明性の確保、公正な競争性の促進などを基本的な視点に、入札制度の更なる改革に取り組んでいきます。また、入札談合等に関する情報については、小美玉市公正入札調査委員会により対応をしていくこととします。 【アクションプランへ移行して実施】
		自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	
	ⓑ 概ね計画どおり		ⓑ 現状推進		
	C やや遅れている		C 進行強化		
	D 遅れている		D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		ⓑ 概ね計画どおり	ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	47 入札・契約に係る情報の公表		担当部署	管財検査課	
現状と課題	発注見通し及び入札結果については、市公式ホームページにおいて公表している。今後も関係法令に合わせ公表事項を拡大していく必要がある。				
実施内容	市公式ホームページを活用した情報公表の推進。 関係法令にあわせ、公表項目の拡大を図る。				
予測効果	入札契約手続きの透明性の確保。				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	・市公式ホームページを活用した情報公表の推進 ・掲載内容の拡大に向けた研究	・市公式ホームページを活用した情報公表の推進 ・掲載内容の拡大に向けた研究	・市公式ホームページを活用した情報公表の推進 ・掲載内容の拡大に向けた研究	・市公式ホームページを活用した情報公表の推進 ・掲載内容の拡大に向けた研究	・市公式ホームページを活用した情報公表の推進 ・掲載内容の拡大に向けた研究
進捗状況	・市公式ホームページに入札・契約情報ページ掲載開始(H18.7月) ＜掲載内容＞ ・工事発注見通し、一般競争入札の公告、入札結果の公表、入札・契約関係書類のダウンロード、入札参加資格審査の申請	・市公式ホームページに入札・契約情報ページ掲載追加 電子入札インフォメーション （電子入札関係サイト） ・電子入札情報サービスの活用 設計図書等を電子化して配布	・市公式ホームページに入札・契約情報ページ掲載 電子入札インフォメーション （電子入札関係サイト） ・電子入札情報サービスの活用 設計図書等を電子化して配布	・市公式ホームページに入札・契約情報ページ掲載 電子入札インフォメーション （電子入札関係サイト） ・電子入札情報サービスの活用 設計図書等を電子化して配布	・市公式ホームページに入札・契約情報ページ掲載 電子入札インフォメーション （電子入札関係サイト） ・電子入札情報サービスの活用 設計図書等を電子化して配布
効果		・入札用設計図書をペーパーレス化することで ▲282,529円の削減効果			
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	発注見通し及び入札結果の公表について、掲載内容の拡大等も検討し今後も推進していきます。 【アクションプランへ移行して実施】	
		Ⓑ 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		Ⓑ 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	48 公文書管理の徹底		担当部署	総務課		
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・文書管理の徹底が図られていないことで、今後の情報公開等の責務に適切に対応できない恐れがある。 ・歴史的文化的価値のある行政文書の散逸 					
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公文書管理方法の再検討。 ・公文書作成指針の作成。 ・公文書管理条例(仮称)の制定。 ・公文書(アーカイブス)の設置。 					
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事務効率がアップ ・空きスペース等の有効活用を図る。 ・職員の情報に対する意識の向上。 					
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22	
実施計画	計画策定	計画策定	実施	実施	実施・評価・見直し	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小美玉市文書事務取扱規定に基づき公文書管理方法の再検討 ・文書目録の整理統合 	<ul style="list-style-type: none"> ・保管文書通知書・文書目録作成の徹底 ・先進自治体の視察 ・書庫整理の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・保管文書通知書、文書目録の提出の徹底化 ・保存箱を使用した保管から保存への移行(廃棄文書を保存箱ごと直接廃棄へ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の簿冊管理システムの再構築(ファイリングシステム導入の検討) ・国の公文書管理法の施行に合わせて文書管理条例の内容を検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文書目録の作成・データ化を全庁的に進める。 ・文書目録(インデックス)の整備および総合的な文書管理システムの構築。 	
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・小美玉市文書管理手引書の作成(H18.6月) ・文書ファイル及び廃棄年限の統一化 	<ul style="list-style-type: none"> ・公用文書作成の手引き作成 ・各支所の書庫整理の実施 ・公文書館研究会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁、各支所の書庫の整理整頓等(スペースの再配分) ・公文書館研修会への参加(H20.10月) ・文書管理アンケートの実施・集計 	<ul style="list-style-type: none"> ファイリングシステム(AKF)の導入は予算的に難しいため、現行の簿冊管理によるファイリングを継続。 文書目録の作成及びデータベース化。チューブファイルに替わる保存ファイルの導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文書目録の作成・データ化は文書管理手引書に基づき実施しているが徹底されていない部署もある。 ・総合的文書管理システムの導入検討。 	
効果		保管文書通知書及び文書目録の提出率40%	保管文書通知書及び文書目録の提出率 55% 保存箱を使用した文書保存体制の定着	公文書管理法の施行(H23.4月)を踏まえ、文書目録のデータ化の強化。 閲覧・検索機能のシステム化を検討。 保管文書通知書及び文書目録の提出率31%	・文書目録のデータ化により事務の効率化や保管場所の有効活用が図れた。	
評価	区分	進捗評価		今後の進め方		評価の意見・反省点 引き続き文書目録のデータ化の徹底を図るとともに、国の行政文書の管理に関するガイドラインに準拠した総合的文書管理システムの導入を進めてまいります。 【アクションプランへ移行して実施】
		自己評価	A 計画どおり	A 改革終了		
	ⓑ 概ね計画どおり		B 現状推進			
	C やや遅れている		Ⓒ 進行強化			
	D 遅れている		D 見直し			
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了			
		ⓑ 概ね計画どおり	B 現状推進			
		C やや遅れている	Ⓒ 進行強化			
D 遅れている		D 見直し				

実施項目No	49 電子申請・届出の推進		担当部署	企画調整課	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年7月から稼動した「いばらき電子申請・届出システム」へ参加している。 申請者が作成する書類についてはオンライン化が可能だが、申請手数料等をオンラインで納付できないなど、手続の全てがオンラインで完結できないこともあり、利用者にとっては不便な点もある。 				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 各種申請・届出のオンライン化対象事務の拡大化。 利用者の増大促進。 				
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> 各種申請・届出の手続をインターネットを使ってパソコン上でいつでもでき、住民サービスの向上、利便性の向上が図られる。 申請様式の受付や形式審査等の作業の軽減、事務の効率化が図られる。 				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	実施	実施	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> オンライン化対象事務拡大の検討 市民への周知 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン化対象事務拡大の検討 市民への周知 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン化対象事務拡大の検討 市民への周知 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン化対象事務拡大の検討 市民への周知 介護、児童手当関係の申請手続きの追加 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン化対象事務拡大の検討 市民への周知
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページでの申請書ダウンロードシステムの実施 合併時のシステム取扱手続き数19→29に拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページでの申請書ダウンロードシステムの実施 システム取扱数の拡大なし 	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページでの申請書ダウンロードシステムの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページでの申請書ダウンロードシステムの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページでの申請書ダウンロードシステムの実施 簡易申請の利用促進を図った。
効果	システムによる利用実績なし	システムによる利用実績なし	システムによる利用1,448件	システムによる利用311件	システムによる利用571件
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	電子申請届出システムを利用された市民からの手続申請が少なかったため、広報紙などでPRをしてまいります。また「簡易申請・申込機能」の利用は増加していますので、今後も利用促進を進めてまいります。 【アクションプランへ移行して実施】	
		Ⓑ 概ね計画どおり	B 現状推進		
		C やや遅れている	Ⓒ 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		Ⓑ 概ね計画どおり	B 現状推進		
		C やや遅れている	Ⓒ 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	51 受益者負担、使用料、手数料等の適正化の推進		担当部署	生活文化課	
現状と課題	現在、さまざまな施設使用料、備品使用料については合併前のままであったり、他市町村とのバランス等や法改正等により今後検討を要するものがあつたりと適正化が必要である。				
実施内容	・受益者負担による施設の使用料の見直し・適正化を推進する。				
予測効果	・使用料の適正化。 ・受益者負担の原則に立った市民負担の公平性の確保。				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	・文化センターの諸室の使用料及び設備器具の使用料の統一化について協議。	・公共ホールにかかる規則及び要綱要領の見直しを実施。	・使用料(施設・設備)等の適正化を図るため、チームを編成し協議検討。	・見直した使用料(施設・設備)が、適正なのか現状を推進する。	・公共ホールの使用料等について、適正なのか現状を推進するが、状況に応じては再検討する。
進捗状況	・玉里総合文化センター「コスモス」の施設のあり方を見直しや使用料について再検討を開始した。	・次年度以降に調整会議を設け推進する。	・公共ホール条例と規則及び要綱の一部改正と制定をした。	・小川文化センター(アピオス)の使用料(施設・設備)が、適正なのか協議した。(現状維持)	・公共ホールの使用料等については、現状を推進する。
効果			・誰もが使いやすい会館のあり方と使用料等について認識した。	・使用料のあり方を見直していくことで、将来にわたって安定したサービスの提供が図れる。	
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	Ⓐ 計画どおり	A 改革終了	公共ホールを利用される方が、使いやすく満足していく施設の提供に取り組んでいます。また、使用料については、適時見直しを実施してまいります。 【アクションプランへ移行して実施】	
		B 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	Ⓐ 計画どおり	A 改革終了		
		B 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	51 受益者負担、使用料、手数料等の適正化の推進		担当部署	健康増進課 医療保険課	
現状と課題	お風呂の利用料については、現行では65歳以上無料としているが、同様の福祉施設との料金設定の相違から料金を徴収する年齢層の統一及び利用料金の改定等について検討。また、各種健診の受益者負担金についても、今後、特定健診(国保部門)に移行することと合わせて見直しについて検討。				
実施内容	(1)受益者負担による施設の使用料の見直し・適正化を推進する。 (2)各種健診の受益者負担金の見直し。				
予測効果	使用料の適正化。受益者負担金の原則に立った市民負担の公平性の確保。				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	・課内会議等により検討。同等施設等の料金の設定状況を研究。	(1)お風呂の利用料については、同様施設の料金について協議をすすめるとともに「高齢者の憩いの施設」との位置づけについても協議する。 (2)健診の負担金については、関係機関との協議により決定する。	(1)お風呂の利用料については、高齢者施策による負担増や、介護予防等の観点から現行料金体系に据え置く。 (2)特定健診自己負担金については、国保担当部署と協議、近隣市町村の負担額を参考に当市の負担金を設定する。また、費用負担なしの者についても協議する。	(1)お風呂の利用料については、高齢者施策による負担増や、介護予防等の観点から現行料金体系に据え置く。 (2)特定健診自己負担金については、国保担当部署と協議、近隣市町村の負担額を参考に当市の負担金を設定する。また、費用負担なしの者についても協議する。	(1)お風呂の利用料については、高齢者施策による負担増や、介護予防等の観点から現行料金体系に据え置く。 (2)特定健診自己負担金については、国保担当部署と協議、近隣市町村の負担額を参考に当市の負担金を設定する。また、費用負担なしの者についても協議する。
進捗状況	・国保医療課との調整会議 ・「四季健康館」「寿荘」の利用状況等の情報整理中。	(1)お風呂の利用料については、高齢者に対する施策の中で負担が増加していることや、介護予防、ひきこもり予防等の視点から現行料金で設定する。(2)健診の負担金については、平成20年2月に決定、4月から実施。	(1)実施 (2)平成20年4月以降実施の特定健診については、前年度との検査内容を比較検討、100円値下げし、1人1,000円とした。その他の各種健診料金は据え置きとした。また、75歳以上、身障1・2級、療育手帳Aの方、生保の方については、負担金無料とした。	(1)実施 (2)特定健診、その他の各種健診料金は据え置きとし、75歳以上、身障1・2級、療育手帳Aの方、生保の方については、負担金無料とした。	(1)実施 (2)特定健診、その他の各種健診料金は据え置きとし、75歳以上、身障1・2級、療育手帳Aの方、生保の方については、負担金無料とした。
効果			(1)H19:56,373人 H20:59,195人 2,822人の利用者の増加 (2)特定健診は今年度が初年度で受診者3,927人 ・子宮、乳がん検診者の増加 (子宮がん) H19:1,539人 H20:1,730人(乳がん) H19:1,669人 H20:2,775人	(1)H20:59,195人 H21:62,929人 3,734人の利用者の増加 (2)H20:3,927人 H21:3,622人 305人の受診者の減少 ・子宮、乳がん検診者の増加 (子宮がん) H20:1,730人 H21:2,058人(乳がん) H20:2,775人H21:3,445人	(1)H21:62,929人 H22:60,439人 2,480人の利用者の減少 (2)H21:3,622人 H22:3,890人 268人の受診者の増加 ・子宮、乳がん検診者の増加 (子宮がん) H21:2,058人 H22:2,224人(乳がん) H21:3,445人 H22:3,600人
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	お風呂の利用者については、地震被害の故障もあり前年比4%の減少でした。また、特定健診の受診者数は268名の増加となりました。受診券の個人通知はもとより、数回におよび広報誌等の周知、未受診者に対する受診勧奨が有効だったと考えられます。H23年度以降も受診率を高めるために継続した働きかけを行ってまいります。女性特有のがんの検診については、無料クーポン券による受診が確実に伸びてきています。継続した受診勧奨に向け、周知をしてまいります。 【アクションプランへ移行して実施】	
		ⓑ 概ね計画どおり	ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		ⓑ 概ね計画どおり	ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	52 下水道使用料、農業集落排水施設使用料の見直し		担当部署	下水道課	
現状と課題	現在、公共下水道については処理区分ごとに3種類、農業集落排水事業については、地区ごとに2種類の料金体系を併設している。特に農業集落排水事業については、徴収の考え方から大きく異なっており、合併合意事項である3年以内の統一からも早急な見直しが必要である。また、料金の徴収体制を再検討する必要がある。				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料の改定と下水道事業審議会への諮問 ・料金徴収業務の民間委託 ・コンビニ収納の開始 				
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料対象経費回収率の向上 ・利用者サービスの大幅な向上 ・収納率の向上(97.3%→99.0%) ・受益者負担の原則に基づいた公平性 				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業審議会において、料金の統一に向けた検討。 ・上下水道の一体徴収、コンビニ収納等利用者の利便性の向上の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業審議会において、料金の統一に向けた検討。 ・上下水道の一体徴収と民間委託の実施 ・コンビニ収納等利用者の利便性の向上の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業審議会からの答申に基づいた統一料金の検討及び関係例規の整備 ・上下水道の一体徴収と民間委託の実施 ・コンビニ収納の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道料金の民間委託の実施に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・5月より、料金の賦課、徴収業務について、上水道と共に民間委託を実施する。その後は各業務について、検証、検討を行う。
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業審議会への諮問(H18.8) ・湖北水道企業団との料金徴収委託に対する協定の締結(H19.3月) ・水道局での平成20年5月分からのコンビニ収納取扱の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業審議会において料金の統一に向けた検討を2回実施 ・湖北水道企業団との料金の一体徴収に関する仕様の調整と民間委託に向けたシステムの調整 ・コンビニ収納にむけたシステム構築の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道及び農業集落排水施設の統一使用料を平成21年2月1日から施行 ・平成20年4月分から湖北水道企業団との料金の一体徴収と民間委託を実施 ・平成20年4月からコンビニ収納の開始 	平成22年度から、料金の賦課、徴収業務について民間委託を進めるため、仕様書等を作成した。	<ul style="list-style-type: none"> ・小美玉市水道料金等徴収業務委託を平成22年5月1日から施行 ・常陽メンテナンス㈱に3年長期業務委託された。 ・水道事業と同じ内容について、下水道事業等に関する業務も適用。
効果	下水道使用料 収納率 97.8% 農集排水使用料 収納率 97.2%	・水道事業者への料金徴収委託の全面实施により事務の効率化が図られ経費の削減が期待できる。 下水道使用料 収納率 97.5% 農集排水使用料 収納率 97.7%	・下水道及び農業集落排水施設の使用料の統一により同一の行政サービスに対する費用負担の公平性が図れた。 ・水道料金との一体徴収が市全域の実施となり、さらにコンビニ収納の開始により使用者の利便性の向上が図れた。 下水道使用料 収納率 96.7% 農集排水使用料 収納率 97.7%	公共下水道使用料 収納率 96.3% 農集排水使用料 収納率 97.5%	・水道料金等徴収業務委託の実施により事務の効率化が図られた。 ・民間委託による使用者サービスの向上。 公共下水道使用料 収納率 96.8% 農集排水使用料 収納率 97.6%
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	Ⓐ 計画どおり	Ⓐ 改革終了	下水道・農集使用料の統一、上下水道使用料の一体徴収、コンビニ収納の実施、料金徴収業務の民間委託の改革に取り組みました。この改革により、行政サービスによる使用者の公平性、民間委託による事務の効率化、市民サービスの向上が図られましたので、改革終了といたします。	
		B 概ね計画どおり	B 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	Ⓐ 計画どおり	Ⓐ 改革終了		
		B 概ね計画どおり	B 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	53 ごみ収集システムの統一とごみの減量化		担当部署	環境課	
現状と課題	<p>ごみ収集・処理に係る経費は、年間 5億8,185万円、人口一人当たりになると約 11,000円になる。(H18年度)</p> <p>この収集等の業務内容については、合併時に調整できず、ほとんどが旧町村体制のままになっている。燃えるごみ専用袋も有料化の価格設定をしているのは美野里地区だけである。</p>				
実施内容	<p>○統一したごみ収集システムの検討・燃えるごみ専用袋の形・大きさ・価格の検討を行う。・袋の購入・小売店への販売方法の検討を行う。</p> <p>○ごみ減量化の検討・ごみの有料化導入等ごみの減量化の検討を行う。</p> <p>○新たな収集システム実施について市民への周知・新たな収集システムや有料化等の実施については、市民の理解を得るためにも、十分な周知期間を取る。</p>				
予測効果	<p>・ごみの分別、リサイクル等によるごみの減量化(環境負荷の軽減)。</p> <p>・燃えるごみの減量化による組合負担金の軽減。</p> <p>・市内全域を同じ扱いにすることより公平な住民サービス・負担の確保。</p>				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	計画策定	実施	実施・評価・見直し
取組内容	小川・玉里・美野里各地区のごみ処理状況を比較検討する。	・小美玉市指定ゴミ袋の統一を検討。 ・家庭系ゴミの分別収集の比較検討。	・指定ごみ袋の統一 ・ごみ処理手数料の統一。 ・処理手数料の徴収業務の統一。 ・家庭ごみの分別収集の統一。	・不燃ごみの処理手数料の統一。 ・さらなるごみの分別の検討。	・さらなるごみの分別の検討。 ・生ごみ処理機の補助制度の見直しを検討。 ・処理手数料の徴収業務の簡素化。
進捗状況	廃棄物広域処理システム検討会(小美玉市、石岡市、茨城町、かすみがうら市、土浦市、茨城美野里環境組合、霞台厚生施設組合、新治地方広域事務組合)の設置及び会議4回:各市町、各施設のごみ処理状況の比較検討を行った。	・H20に小美玉市指定ゴミ袋の統一されることになった。 ・家庭系ゴミの分別収集を環境組合及び関係市町と調整する。	・指定ごみ袋を統一した。 ・可燃ごみの処理手数料の有料化を統一した。 ・手数料徴収業務をすべて商工会へ委託した。 ・美野里地区の不燃ごみの分別収集体制を整備した。(H21年4月より開始)	・美野里地区の不燃ごみ処理券を廃止し、不燃ごみ処理手数料を統一した。 ・ごみ収集や処理に係る経費は、年間4億6,767万円(人口一人当たりになると約9千円)になった。	・ごみの分別を統一した。 ・生ごみ処理機の補助額の見直しにより生ごみ処理機の普及が図られた。 ・ごみ袋の処理手数料徴収業務を役所で一元化した。
効果	本市においては環境組合が2施設あるため広域で検討がされたことにより他市町の状況まで把握できた。		・ごみ処理システムが統一された。 ・可燃ごみの処理手数料について公平性を確保した。	・可燃、不燃ごみの処理手数料について公平性を確保した。	ごみ袋の徴収手数料について、適正化が図られた。 前年度対比 ▲4,115,000円
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	Ⓐ 計画どおり	Ⓐ 改革終了	ごみ分別の浸透によりごみの減量化が進みました。また、ゴミ袋の徴収業務が役所で一元化された事により、事務の簡素化や手数料の適正化が図られました。今後もごみの減量化に努めてまいりますので、改革終了とします。	
		B 概ね計画どおり	B 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	Ⓐ 計画どおり	Ⓐ 改革終了		
B 概ね計画どおり		B 現状推進			
C やや遅れている		C 進行強化			
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	55 財政健全化計画の策定		担当部署	財政課	
現状と課題	本市の財政状況は、税制改正等に伴う市税の増加が見込まれるものの、継続的な地方交付税や地方譲与税の減額に加え、特例的な地方債の削減など、一般財源等の増加は見込めない状況にあります。このため、市の財政状況はますます厳しい状況になることが想定され、財政の健全性を確保するための取り組みが喫緊の課題となっております。				
実施内容	財政健全化計画の策定・公表				
予測効果	効率的な行政運営の推進				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	計画策定	実施	実施・評価・見直し
取組内容	・基礎数値の把握	・基礎数値の把握	・基礎数値の把握	・公表	計画策定スケジュールの見直し
進捗状況	・基礎数値の把握 ・財政調整基金への積み立て実施	・基礎数値の把握	・基礎数値の把握	・償還金免除繰上償還に係る財政健全化計画の策定、公表。	計画策定スケジュールの見直しを行った。
効果				市の財政状況の公表に繋がった。	
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	様々な要因により計画の策定が非常に困難な状況ということで、今後、今までどおりの財政運営ができるかどうか、見極められない状況にあると思います。今後の国県の動向を注視していきます。【アクションプランへ移行して実施】	
		B 概ね計画どおり	B 現状推進		
		C やや遅れている	Ⓒ 進行強化		
		Ⓓ 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		B 概ね計画どおり	B 現状推進		
		C やや遅れている	Ⓒ 進行強化		
Ⓓ 遅れている		D 見直し			

実施項目No	56 公用車の整理		担当部署	管財検査課	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車として一般車両を175台保有しているが老朽化の進んだ公用車が多く、更新計画により整備を図る必要がある。 ・供用できる公用車の集中管理をはじめ、効率的な運用を図ってきた。現在、175台中集中管理公用車(供用車)は36台となっている。 				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の運用基準を検討するとともに、買い替え時にはリースを含めた購入を検討し、併せて台数を減らして経費の削減を図る。 ・適正な車両台数を確保するため、事業課等の公用車についても事業課等供用車制度を検討し、共有することで合理的な利用を図る。 				
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> ・供用車を増やし合理的な利用を図ることで、廃車を含めた更新計画を早めることができる。また、維持管理費等経費が軽減する。 (H18:175台 → H22:165台)				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定・実施	実施	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車適正化計画の策定 ・事業課公用車の適正配置の検討 ・集中管理による利用効率の向上 ・公売による経費削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車適正計画の見直し ・事業課公用車の適正配置の検討 ・集中管理による利用効率の向上 ・公売による経費削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車適正計画の見直し ・事業課公用車の適正配置の検討 ・集中管理による利用効率の向上 ・公売による経費削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車適正計画の見直し ・事業課公用車の適正配置の検討 ・集中管理による利用効率の向上(公用バス含む) ・公売による経費削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車適正計画の見直し(175台以下が適正) ・廃車等による経費削減
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車適正化計画策定完了(H19.3月) ・公用車配置見直し ・集中管理車38台 ・公売台数 2台 	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車適正化計画見直し(H20.3) ・公用車配置見直し ・集中管理車34台 ・公売台数2台 	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車適正化計画見直し目標 ・公用車配置見直し(H22年165台) ・集中管理車34台 ・公売台数5台 	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車適正計画の見直し ・公用バス集中管理 ・廃車、払下の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車適正計画の見直し ・公用バス集中管理 ・廃車、払下の実施
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車公売実施 ▲399,000円 ・公用車の配置・管理方法を見直し経費の削減 ▲480,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車公売実施 ▲511,350円 ・公用車の配置・管理方法を見直し経費の削減 ▲635,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車公売実施 ▲276,510円 ・公用車の配置・管理方法を見直し経費の削減 ▲550,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃車払下(計6台) ▲79,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃車払下(計10台) ▲777,000円
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	環境対策によるエコカー導入により、燃料費の削減や二酸化炭素排出量の削減に寄与いたしました。平成22年度の公用車台数は175台となっています。今後も計画的に公用車の削減に努めていきます。 【アクションプランへ移行して実施】	
		B 概ね計画どおり	B 現状推進		
		Ⓒ やや遅れている	Ⓒ 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		B 概ね計画どおり	B 現状推進		
		Ⓒ やや遅れている	Ⓒ 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	58 地球温暖化防止実行計画の策定		担当部署	環境課	
現状と課題	旧町村時代に策定された事業者としての実行計画については、すべての自治体において策定が義務付けられており、小美玉市においては旧町村ごとに見直し、修正等を実施しているところです。また、平成20年6月に改正された地球温暖化対策推進法において、都道府県及び特例市以上の地方公共団体に対し、現行の地方公共団体実行計画を拡充し、従来の地域推進計画に相当する区域全体の自然的社会的条件に応じた施策について盛り込むことが義務づけられました。				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 旧町村時代の実行計画の見直しと修正 地球温暖化対策地方公共団体実行計画の策定 				
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> 環境的効果及び財政的効果 温室効果ガス排出量の削減及び光熱費・燃料費等の削減 				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	計画策定	計画策定	実施・評価・見直し
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 旧町村毎の実行計画の検討・見直し 国県等の計画案の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 旧町村毎の実行計画の見直し、再検討 国県等の計画案の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 旧町村毎の実行計画の見直し、修正 国県等の計画案の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 旧町村毎の実行計画の見直し、修正 地方公共団体実行計画策定準備 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の計画策定に向けて、調査・検討する。
進捗状況	あまり練られていない。	各関係公共機関からの報告様式を作成	旧町村毎の実行計画の修正	旧町村毎の実行計画の修正	旧町村毎の実行計画の修正 地球温暖化防止実行計画の策定に向けての準備
効果					
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	計画策定に向けて準備期間を設けてまいりました。平成23年度に新計画が策定いたしますので、新計画を基に地球温暖化対策を推進してまいります。【アクションプランへ移行して実施】	
		B 概ね計画どおり	B 現状推進		
		C やや遅れている	③ 進行強化		
		④ 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		B 概ね計画どおり	B 現状推進		
		C やや遅れている	③ 進行強化		
④ 遅れている		D 見直し			

実施項目No	59 公立幼稚園の再編		担当部署	教育総務課 学校教育課	
現状と課題	合併後統一されていない運営(保育年数・バスによる送迎・給食費・延長保育などの実施)による地区格差の縮小が望まれる。特に、保育年数については小川地区の4園が1年保育であるが、2年保育を実施する統合幼稚園の建設の推進を図る必要がある。				
実施内容	統合幼稚園建設事業の実施(小川統合幼稚園)				
予測効果	幼稚園職員配置の効率化及び運営経費の削減。格差の是正。				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	計画策定	実施	実施・評価・見直し
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 「統合幼稚園基本計画」の作成 用地取得 土地鑑定評価 用地測量 立木補償鑑定 	<ul style="list-style-type: none"> 園舎建築実施設計 外構、園庭整備実施設計 進入路築造工事 陸上自衛隊工事委託協議 	<ul style="list-style-type: none"> 園舎建築工事 外溝、園庭整備工事 	<ul style="list-style-type: none"> ランニングコストの削減 保育内容の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ランニングコストの削減 保育内容の充実
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> 「統合幼稚園基本計画」策定(H19.3月) 用地取得、所有権移転登記完了(H19.3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 園舎建築実施設計(12月) 外構、園庭整備実施設計(20年3月) 進入路築造工事(20年4月) 陸上自衛隊工事協定式(20年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 園舎建築工事完了(H21年3月) 外溝、園庭整備工事完了(H21年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 元気っ子幼稚園における人件費の削減 常勤職員 H20:9人→H21:8人 預かり保育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 元気っ子幼稚園における人件費の削減 常勤職員 H21:8人→H22:6人 預かり保育の実施 H21:12人 H22:23人
効果	計画通り用地の造成設計および一部工事に着手できた		園舎等の完成により、H21年4月より2年保育をスタートすることができた。	<ul style="list-style-type: none"> 常勤職員の削減により人件費の抑制が図れた。 預かり保育の実施により保育内容の充実が図れた。 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤職員の削減により人件費の抑制が図れた。 預かり保育の実施により保育内容の充実が図れた。
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	小川統合幼稚園(元気っ子幼稚園)の建設により、施設維持管理において、統合前と比較して約63千円が削減されており、人件費においても9名から現在7名と削減がなされ、運営経費において目的は達成されております。また、預かり保育においても年々増えており、近年の住民ニーズに対応すべく保育内容面においても充実が図られました。今後は、美野里地区の公立幼稚園のあり方について検討してまいります。 【アクション	
		Ⓑ 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		Ⓑ 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	60 市税等徴収率向上		担当部署	税務課	
現状と課題	自主財源の確保と市民負担の公平性を保つため、市税等の徴収率向上、滞納解消が必要不可欠です。経済状況は好転しているとはいえ、依然として滞納者の増加に歯止めがかからない。				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者の利便性を考慮し、口座振替の推進、納付機会の拡充を図る。また、滞納処分(差押等)の法的処置を実施し、徴収率の向上を図る。 ・収納嘱託員の活用 				
予測効果	徴収率の向上による市の財源確保(徴収率 86.4%→目標値 90%) 税の公平な負担				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	実施	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	・滞納処分の強化 不動産差押 預貯金差押	・滞納処分の強化 不動産差押 預貯金差押	・滞納処分の強化 不動産差押 預貯金差押	・滞納処分の強化 不動産差押 預貯金差押	・滞納処分の強化 不動産差押 預貯金差押 公売 タイヤロック 県税務課支援
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な滞納処分を実施 ●不動産差押 216件 32,880,000円 ●預貯金差押 41件 5,581,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な滞納処分の実施 ●不動産差押 70件 17,795,808円 ●預貯金差押 220件 24,998,267円 ●給与差押 1件 3万円/月 ●生命保険 8件 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な滞納処分の実施 ●不動産差押 77件 18,222,745円 ●預貯金差押 330件 23,299,974円 ●給与差押 4件 104,000円/月 ●生命保険 13件 ●国税還付金 36件 ●その他債権 2件 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な滞納処分の実施 ●不動産差押 60件 48,363,519円 ●預貯金差押 249件 17,275,102円 ●交付要求 61件 40,695,811円 ●給与差押 12件 179,000円/月 ●生命保険 21件 ●国税還付金 46件 ●その他債権 5件 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な滞納処分の実施 ●不動産差押 74件 51,886,866円 ●預貯金差押 234件 13,156,406円 ●交付要求 37件 25,832,493円 ●給与差押 11件 118,000円/月 ●生命保険 23件 ●国税還付金 11件 ●タイヤロック 1件 ●その他債権 9件
効果	市税徴収率 現年度分 96.7% 滞納繰越分 19.6% 合計 87.6%	市税徴収率 現年度分 96.6% 滞納繰越分 25.2% 合計 89.4%	市税徴収率 現年度分 96.5% 滞納繰越分 27.9% 合計 90.5%	市税徴収率 現年度分 96.3% 滞納繰越分 28.1% 合計 90.2%	市税徴収率 現年度分 96.6% 滞納繰越分 23.4% 合計 89.8%
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	今年度は、目標努力の90%を達成できませんでしたが、県税務課との共同滞納整理を行い搜索差押、タイヤロックの実施を行い、滞納処分の強化を図ることができました。 【アクションプランへ移行して実施】	
		ⓑ 概ね計画どおり	ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		ⓑ 概ね計画どおり	ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	61 市税等の納付機会の拡充		担当部署	税務課	
現状と課題	茨城県内でもコンビニ収納取り扱いを実施している市町村が出始めており、当市においても導入を検討する。課題として手数料が高額であったり、滞納分の納付書の取り扱い等慎重に進めていきたい。				
実施内容	納税者の利便性を考慮し、口座振替の推進、納付機会の拡充を図る。 コンビニ収納の実施				
予測効果	市税等納付機会の利便性の向上				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	計画策定	実施	実施・評価・見直し
取組内容	・口座振替の推進 ・コンビニ収納の計画策定	・口座振替の推進 ・コンビニ収納の計画策定	・口座振替の推進 ・コンビニ収納の計画策定	・口座振替の推進 ・コンビニ収納の検証	・口座振替の推進 ・コンビニ収納の検証
進捗状況	口座振替納税者が350件増となった。	【口座振替率】 資産税 25.6% 軽自税 17.4% 市民税 41.6%	【口座振替率】 資産税 26.0% 軽自税 17.6% 市民税 39.2%	【口座振替率】 資産税 26.7% 軽自税 17.2% 市民税 37.9%	【口座振替率】 資産税 27.0% 軽自税 17.0% 市民税 46.4%
効果	350件の増 (H17対比)	600件の増 (H17対比)	739件の増 (H17対比)	871件の増 (H17対比)	1,212件の増 (H17対比)
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	概ね計画どおり、窓口納付から口座振替への推進ができたと考えます。今後も収納率向上のため、更なる推進を図ってまいります。 【アクションプランへ移行して実施】	
		Ⓑ 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		Ⓑ 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	61 市税等の納付機会の拡充		担当部署	介護福祉課	
現状と課題	茨城県内でもコンビニ収納を実施している市町村が出始めており、当市においても導入を検討する。				
実施内容	納税者の利便性を考慮し、口座振替の推進、納付機会の拡充を図る。コンビニ収納の実施。				
予測効果	市税等収納率向上。				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	計画策定	実施	実施・評価・見直し
取組内容	・コンビニ収納の取り組みについて検討。 ・口座振替の推進	・コンビニ収納の取り組みについて検討。 ・口座振替の推進	・コンビニ収納の取り組みについて検討。 ・口座振替の推進	・コンビニ収納の取り組みについて検討。 ・口座振替の推進	・コンビニ収納について再度検討する。 ・口座振替の推進
進捗状況	・コンビニ収納の情報収集。 ・口座振替率 5.2% (H19.3月現在)	・コンビニ収納の情報収集。 ・口座振替率 8.5% (H20.3月現在)	・コンビニ収納の情報収集。 ・口座振替率 9.5% (H21.3月現在)	・コンビニ収納の情報収集。 ・口座振替率 10.1% (H22.3月現在)	・口座振替率10.4% (H23.3月現在)
効果	介護保険料収納率 現年度分 97.9% 滞納繰越分 11.5% 合計 95.8%	介護保険料収納率 現年度分 98.2% 滞納繰越分 5.6% 合計 96.3%	介護保険料収納率 現年度分 98.1% 滞納繰越分 16.5% 合計 95.2%	介護保険料収納率 現年度分 98.1% 滞納繰越分 20.0% 合計 95.4%	介護保険料収納率 現年度分 98.0% 滞納繰越分 15.5% 合計 95.2%
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	介護保険料の収納は、概ね計画どおりに進んでおり、口座振替も同様であるが、コンビニ収納については、実施にいたっておりません。今後は、関係各課と協議を図りながら、コンビニ収納対策の検討に努めてまいります。 【アクションプランへ移行して実施】	
		Ⓑ 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		Ⓑ 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	64 未利用地財産の活用と処分		担当部署	管財検査課	
現状と課題	合併後の財産管理のため、公有財産の財産台帳電算システムを整備しています。市の未利用財産については、貸付等により公有財産の有効利用を図っておりますが、厳しい市の財政状況を踏まえ、引き続きその利用状況や活用を検討し、不要なものについては、売却、貸付等適性な処分を推進する必要があります。				
実施内容	財産取得管理処分審査会を設置し、未利用財産の活用等を検討し、不要なものについて一般競争入札の手法を取り入れ処分を進める。				
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費の削減 ・土地売却代又は貸付料の収入確保 				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	実施	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	・財産台帳電算システムの整備	・小美玉市普通財産売り払い事務取り扱い要綱(案)作成 ・売り払い可能地の選定	・小美玉市普通財産売り払い事務取り扱い要綱により売り払い可能地の選定及び売却	・小美玉市普通財産売り払い事務取り扱い要綱により売り払い可能地の選定及び売却 ・住宅用地として貸付している土地の売却を検討	・小美玉市普通財産売り払い事務取り扱い要綱により売り払い可能地の選定及び売却
進捗状況	・財産台帳電算システムの整備完了 ・小美玉市公有財産取得管理処分審査会を設置(H18.12月) ・審査会2回開催	・小美玉市公有財産取得管理処分審査会2回開催 ・売り払いの実施2件 ・売り払い交渉中1件	・小美玉市公有財産取得管理処分審査会4回開催 ・売り払いの実施9件 ・土地交換2件	・小美玉市公有財産取得管理処分審査会2回開催 ・売り払いの実施4件	・小美玉市公有財産取得管理処分審査会3回開催 ・売り払いの実施3件
効果		・売り払い件数 2件 221㎡ 代金 707,200円	・売り払い件数 9件 1858.44㎡ 代金 5,438,003円 ・土地交換 2件 21295.5㎡	・売り払い件数 4件 456.61㎡ 代金 2,541,406円	・売り払い件数 3件 1,073.79㎡ 代金 4,348,849円
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	未利用地の活用と処分については、毎年度に差はありますが、おおむね改革どおりに進行しています。 小美玉市普通財産売り払い事務取り扱い要綱により、今後も売り払い可能地の選定及び売却に努めてまいります。 【アクションプランへ移行して実施】	
		Ⓑ 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		Ⓑ 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	65 公営住宅使用料の徴収対策の強化		担当部署	都市整備課	
現状と課題	住宅使用料の滞納世帯数は全体の1割、約30戸であるが、この内の半数は滞納が慢性化しており高額の滞納額となっている。市管理条例では、「3ヶ月の滞納があった場合、明渡しを請求することができる。」ことになっているが執行していないのが実情である。 今後、管理条例の遵守が課題となっている。				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・管理条例の遵守。 ・使用料滞納整理規程の策定。 ・裁判所等公的機関の活用。 				
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅使用料滞納者の減少。 ・滞納住宅使用料の収納率向上。 ・特に滞納繰越分を重点的に実施し収納率10%の向上。 ・使用料滞納者の住宅明け渡しによる滞納額の減少。 				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・管理条例の遵守 ・使用料滞納整理規程の検討 ・裁判所等の活用の研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理条例の遵守。 ・市営住宅家賃滞納整理規程の策定の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理条例の遵守。 ・市営住宅家賃滞納整理規定の運用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理条例の遵守。 ・市営住宅家賃滞納整理規定の運用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理条例の遵守。 ・市営住宅家賃滞納整理規定の運用。
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理規程の策定準備として滞納者データベース作成。 ・住宅使用料の滞納整理を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅家賃滞納整理規程を策定。 ・滞納者データベースの整理。 ・高額滞納者への滞納整理を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者データベースの整理。 ・住宅使用料の滞納整理を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者データベースの整理。 ・住宅使用料の滞納整理を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者データベースの整理 ・住宅使用料の滞納整理を実施した。
効果	住宅使用料収納率 現年度分 93.5% 滞納繰越分 16.4% 合計 76.8% H17年度対比 現年度分収納率 7.5%上昇 滞納繰越分収納率 1.9%上昇	住宅使用料収納率 現年度分 92.2% 滞納繰越分 31.8% 合計 78.5% H17年度対比 現年度分収納率 6.2%上昇 滞納繰越分収納率 17.3%上昇	住宅使用料収納率 現年度分 93.2% 滞納繰越分 24.0% 合計 77.1% H17年度対比 現年度分収納率 7.2%上昇 滞納繰越分収納率 9.5%上昇	住宅使用料収納率 現年度分 92.2% 滞納繰越分 18.5% 合計 74.9% H17年度対比 現年度分収納率 6.2%上昇 滞納繰越分収納率 4.0%上昇	住宅使用料収納率 現年度分 92.7% 滞納繰越分 13.8% 合計 73.6% H17年度対比 現年度分収納率 6.7%上昇 滞納繰越分収納率 0.7%減
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点 滞納繰越分収納率が減少に転じました。今後は、市営住宅家賃滞納整理規程に基づいて、更なる滞納整理の強化に努めてまいります。 【アクションプランへ移行して実施】	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		B 概ね計画どおり	B 概ね計画どおり		
		Ⓒ やや遅れている	Ⓒ 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		B 概ね計画どおり	B 現状推進		
		Ⓒ やや遅れている	Ⓒ 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	66 補助金等の適正化		担当部署	財政課	
現状と課題	市民の自治意識の高揚と行政の意識改革の中で、透明性・公平性・公益性を確保するために、補助金制度の抜本的な見直しが必要となっている。補助金の財源は税金であり、市は補助金を交付することを市民に納得してもらえよう説明する責任がある。				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 補助金等検討委員会を設置 補助金等の見直し基準を策定 補助金の整理合理化に向けた制度設計 外部審議機関の設置 				
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の10%削減 補助金制度の合理化 行政の透明性及び職員の説明責任の確保 サンセット方式(補助事業についてはあらかじめ補助を交付する年限(3年~5年)を定めておき、その満了時に於いて当該補助交付すべき合理的な理由や特段の事情の変化が認められない場合には、原則としてこれを廃止する。)の導入 				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	実施	実施	実施	実施・評価・見直し
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 補助金等検討委員会の設置検討 補助金等の見直し基準の策定作業 	<ul style="list-style-type: none"> 策定された「補助金等の見直し基準」の職員への周知。 補助事業について自己診断評価表を作成。 補助金等交付審議会の設置検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部審議機関として補助金等審議会を設置 市の補助事業について一斉点検・見直しをし、平成21年度予算に反映させる 	<ul style="list-style-type: none"> 新年度予算要求前に補助事業について自己評価診断表と決算書の提出をさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価診断表をもとに再評価を実施し、H23年度の予算に反映させる。
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> 補助金等検討委員会の設置(H18.10月) 補助金等の見直し基準の策定完了(H19.3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「補助金等の見直し基準」の職員説明会を6月と11月に実施。 市単独補助金に対し自己診断評価を実施。 補助金等検討委員会の最終答申にH20年度の審議会設置と全補助事業の一斉点検の実施が盛り込まれた(H20.3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金等審議会を設置(H20.8月) 市単独補助事業について、ヒヤリング・評価・審査を実施。(H20.8月~10月) 答申書(市補助事業について審査結果と付帯意見)の提出(H20.10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金等審議会の答申をもとに予算編成を実施。(枠配分からは除外) 自己評価診断表及び決算書の提出は未実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価診断表提出には至らなかったが、H23年度当初予算の編成に当たり、各団体の決算書提出を求め、答申後の補助金交付状況や事業実績の調査を実施。
取組効果		<ul style="list-style-type: none"> 補助事業の見直しにより、整理(統合化)及び廃止が進んだ。(194事業→158事業△18.5%) 	<ul style="list-style-type: none"> H21年度予算編成は、国の政策等で金額については増額という結果であったが審議会の審査した補助事業については答申書の意見に沿った見直しが進められ、50,470,306円削減効果があった。市の補助事業について適正化及び整理合理化が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> H22年度廃止事業→3事業 H21年度比較→△59,620千円 H19年度比較→△66,119千円(19.1%の削減) 	<ul style="list-style-type: none"> H23年度当初予算前年度対比△19,215千円(4.1%減)
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	各課において補助金交付のあり方が浸透してきており、毎年予算・決算ともに減額傾向にあり一定の効果ができていると推察されます。しかしながら、未だ改善の余地等がある事業も数多く見られるため、今後も継続して補助金の適正化に取り組んでいく必要があります。 【アクションプランへ移行して実施】	
		Ⓑ 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		Ⓑ 概ね計画どおり	Ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	67 公共工事のコスト縮減		担当部署	管財検査課	
現状と課題	本市では、厳しい財政事情の下、限られた財源を有効に活用し、効率的かつ効果的に公共事業を執行することで、着実な社会資本の整備を行う必要があると考えられます。 このためには、国、県における公共工事コスト縮減の具体的施策を積極的に取り入れ、公共工事コスト縮減を推進する。				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 公共事業のコスト縮減対策に関する具体的な施策の策定 公共事業コスト縮減対策推進委員会の設置 				
予測効果	<ul style="list-style-type: none"> 工事(初期)コストの縮減 規格の最適化による工事費の縮減 事業便益の早期発現によるコスト縮減 将来の維持管理費の縮減 				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	計画策定	計画策定	計画策定	実施	実施・評価・見直し
取組内容	・工事コスト低減の検討	・設計留意点の確認	・設計留意点の確認	・設計留意点の確認	・設計留意点の確認 ・公共事業コスト縮減対策推進委員会の設置について検討。
進捗状況	・工事計画・設計委託等でのコスト縮減の提言要求	・予備(概略)設計、基本設計において、「コスト縮減の観点から後段階設計時に一層の検討を行なう事項」を仕様書謳うことを指示	・予備(概略)設計、基本設計において、コスト縮減の観点から設計が行われているか継続的に審査を実施	・予備(概略)設計、基本設計において、コスト縮減の観点から設計が行われているか継続的に審査を実施	・予備設計、基本設計において、コスト縮減の観点から設計が行われているか継続的に審査を実施 ・公共事業コスト縮減対策推進委員会の設置については、検討した結果、当面は見送ることとした。
効果		・将来の維持管理費の縮減	・将来の維持管理費の縮減	・将来の維持管理費の縮減	・将来の維持管理費の縮減
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	設計時において、国、県等のコスト縮減施策等を参考にし、コスト縮減を推進してまいります。 【アクションプランへ移行して実施】	
		ⓑ 概ね計画どおり	ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		ⓑ 概ね計画どおり	ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			

実施項目No	68 工事成績表の有効な活用		担当部署	管財検査課	
現状と課題	発注者が主体的に責任を果たすことにより、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要。「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」の骨子の第1でもあることから、より一層の透明性、公平性の確保と公共工事の品質の確保が重要となってきた。				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・有資格者名簿作成に際しての資格審査 経営状況や施工能力に関する事項だけでなく、工事実績や工事成績評定結果等を活用。 ・総合評価落札方式による発注 過去の工事成績評定点に活用。 				
予測効果	公共工事の品質確保の促進				
実施年度	H18	H19	H20	H21	H22
実施計画	実施	実施	実施	実施	実施
取組内容	・新基準による建設工事成績評定要領の活用	・新基準による建設工事成績評定要領の活用	・新基準による建設工事成績評定要領の活用	・新基準による建設工事成績評定要領の活用	・新基準による建設工事成績評定要領の活用
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・新基準による建設工事成績評定の実施(契約額130万円以上全件実施) ・評定点の業者通知 ・指名希望業者資格審査主観点数に反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・指名希望業者資格審査主観点数に反映 ・評定点の業者通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・指名希望業者資格審査主観点数に反映 ・評定点の業者通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・指名希望業者資格審査主観点数に反映 ・評定点の業者通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・指名希望業者資格審査主観点数に反映 ・評定点の業者通知
効果	公共工事の品質確保の促進	公共工事の品質確保の促進	公共工事の品質確保の促進	公共工事の品質確保の促進	公共工事の品質確保の促進
評価	区分	進捗評価	今後の進め方	評価の意見・反省点	
	自己評価	A 計画どおり	A 改革終了	工事成績の活用については、建設工事業者のランク付けに使用していますが、更に過去の工事実績評価点を入札等の実績に加味し、公共工事の品質確保を目指してまいります。 【アクションプランへ移行して実施】	
		ⓑ 概ね計画どおり	ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
		D 遅れている	D 見直し		
	本部評価	A 計画どおり	A 改革終了		
		ⓑ 概ね計画どおり	ⓑ 現状推進		
		C やや遅れている	C 進行強化		
D 遅れている		D 見直し			